

平成23年第1回柳津町議会定例会会議録

平成23年3月9日第1回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 横田善郎	5番 鈴木吉信	8番 伊藤毅
2番 菊地正	6番 小林功	9番 磯部静雄
3番 羽賀弘	7番 荒明正一	10番 田崎為浩

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について 陳情第2号

一般質問（通告順）

議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について

議案第22号 平成22年度柳津町一般会計補正予算

議案第23号 平成22年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算

議案第24号 平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第25号 平成22年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第26号 平成22年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第27号 平成22年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第28号 平成22年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

議案第29号 平成22年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

議案第30号 平成23年度柳津町一般会計予算

議案第31号 平成23年度柳津町土地取得事業特別会計予算

- 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度柳津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度柳津町介護保険特別会計予算
- 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度柳津町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度柳津町下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度柳津町簡易排水事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算
- 報告第 1 号 予算特別委員会付託案件審査結果報告
- 報告第 1 号 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
- 議案第 6 号 柳津町条例の横組みに伴う用語等の統一に関する措置条例の制定について
- 議案第 7 号 柳津町雇用対策基金条例の制定について
- 議案第 8 号 柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 0 号 柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の改正について
- 議案第 1 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 柳津町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 柳津町振興計画の策定について
- 議案第 2 0 号 柳津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 2 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 4 1 号 分収造林契約の変更について

議案第42号 財産に関する議定書に基づく付属文書の確認事項の変更について

議案第43号 指定管理者の指定について

報告第1号 専決処分の報告について

議員提出議案第1号 保育制度改革に関する意見書の提出について

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

議案第44号 平成22年度柳津町一般会計補正予算

平成23年第1回柳津町議会定例会会議録

第1日 平成23年3月9日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 横田善郎	5番 鈴木吉信	8番 伊藤毅
2番 菊地正	6番 小林功	9番 磯部静雄
3番 羽賀弘	7番 荒明正一	10番 田崎為浩

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 井関庄一	保育所長 岩佐節子
副町長 田崎幸一	教育委員長 小林銀一
総務課長 新井田健一	教育長 新井田明義
出納室長 齋藤勇雄	教育課長 伊藤光正
町民課長 矢部良一	公民館長 長谷川富雄
地域振興課長 佐藤静穂	代表監査委員 長谷川和男

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田 敏 主 査 鈴木貴雄

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 町長の説明について
日程第5 陳情について 陳情第2号
日程第6 一般質問（通告順）
日程第7 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について

◎開会及び開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまより平成23年第1回柳津町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により指名をいたします。

6番、小林 功君、7番、荒明正一君、8番、伊藤 毅君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日より3月18日までの10日間と協議願ったところではありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日より10日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について、これより平成22年12月15日開会の第4回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

次に、柳津町監査委員より、平成22年11月から平成23年1月までに係る現金出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りのとおりでありますので報告にかえ

ます。

次に、別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情については、お手元に配付したとおりであります。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

5番、鈴木吉信君。

○5番（登壇）

平成23年2月、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会の報告をいたします。

平成23年2月22日から2月25日までの4日間の会期日程、組合庁舎4階ホールにおいて定例会が開催されました。

提出案件は、管理者提出案件10件、議会側提出案件5件が提出され、これらの案件についてそれぞれ質強応答の後、全件可決または承認されました。

なお、詳細については、議会事務局に資料がありますのでごらんください。

以上、報告いたします。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

平成23年度の施政方針と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第1回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、年度末の何かとお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まずもって、このたびのニュージーランドで発生いたしました大規模地震により、多数の日本人留学生を初め数多くの皆様が犠牲となられましたことに対しまして、心から哀悼の意を表する次第であります。

本定例会におきまして、条例の制定や改正、平成22年度の補正予算案や一般会計を初めとした平成23年度の各会計予算案、また町振興計画の策定など重要案件をご審議いただくところではありますが、開会に当たりまして、町政運営の基本的な考え方など重要案件を皆様にその所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、町長としてこの4年間「健やかな町・安全安心な町・協働の町」この3点に主眼を

置いて、「豊かな自然、歴史、伝統と文化」に包まれた「情熱と活力ある元気な柳津」を築くために、町振興計画等に掲げました施策に基づき、各分野における重点事業を定めまして、それぞれ取り組んでまいりました。また、多くの町民の皆様からいただきました様々な声やご意見等を大切に生かしながら、公正・公平を肝に銘じて、誠心誠意、努力を注いでまいりました。町政運営に当たりましては、議員の皆様方、関係者の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りまして町民の福祉の向上に取り組んでまいりました次第であります。

これまで同様に町民の皆様からご支持がいただけるのであれば、3期目となりますが、初心に戻り柳津町発展のために全力を傾注しまして、町民の皆様からの負託に応えるため諸施策を実行してまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の経済・雇用情勢は、世界同時不況からの持ち直しの傾向が見られるものの、急激な円高や個人消費の低迷など依然として厳しい状況が続いており、新規大学卒業者の就職状況にあつては、平成8年度の調査開始以降、最低水準となっております。

県内情勢では、働く場所や人口が集中している都市部との地域間格差や産業構造等の違いから、第一次産業や中小企業等が景気低迷の影響を大きく受けて、新規就労者や離職者の就職内定率が最低水準で推移をしており、国の緊急経済対策補正予算や国会審議中の新年度予算による「経済成長と雇用拡大」対策の効果に大きく期待をしているところであります。

このような中、通常国会において菅内閣が編成した平成23年度予算案が衆議院を通過し、現在、参議院で予算審議が行われており、年度内の成立が確実となりましたが、予算関連法案の一部について成立の見通しが立っておらず、国会審議が行き詰まれば政権が重大な局面を迎えると言われており、経済情勢が不透明な状況で国民生活への影響が心配されるところであります。

菅内閣が編成した一般会計では、前年度同様に「事業仕分け」による選別や特別会計の剰余金と言われる「埋蔵金」の活用により財源が捻出されたものの、医療、介護、年金などの社会保障関係予算の借金返済のための国債費が過去最大規模となり、与党の「コンクリートから人へ」の理念により2年連続で大幅に公共事業費が削減される中、新規国債発行額が過去最大となった前年度並みの約44兆円で、一般会計総額は過去最大の約92兆4,000億円となり、引き続き借金が年収を上回る予算案となっているところであります。

地方財政計画では、地方交付税総額で昨年創設されました地域活性化・雇用等対策費の上乗せや繰越金の活用等により0.5兆円が増額され、地方の経済・雇用対策など住民生活を考

慮した予算措置が講じられたところでありますが、特別交付税制度の見直しにより交付割合が段階的に引き下げられ、現在の6%が平成23年度は5%に、平成24年度からは4%に改正されることとなりました。また、地方行財政運営については、いわゆる「ひもつき補助金」が段階的に廃止され、地域の自由裁量を拡大する目的で、一括交付金として「地域自主戦略交付金」が創設されることとなります。平成23年度は都道府県が対象で、市町村分は平成24年度からの実施となりますが、対象事業や配分割合等については、不透明な状況になっているところでもあります。

県予算につきましては、現在、定例県議会において審議されております。佐藤知事が県税収入が低迷する中編成した一般会計予算案は、総額が約9,000億3,000万円で、積極予算となった前年度とほぼ同額となっており、子育て支援、産業の振興、地域医療の充実や緊急経済対策関連予算などは約90億円増額をしております。

財源確保が厳しい財政状況において、昨年スタートいたしました県総合計画、「いきいきふくしま創造プラン」の5つの重点プログラムに優先的に予算配分しており、計画を支える3本の柱である、「活力」、「安全と安心」、「思いやり」を基に、産業振興や雇用確保などのために市町村を初め民間団体等の多様な機関との連携を図り、地域経済の活性化により活気に満ちた県づくりを進め、「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」の実現に取り組んでいくとしております。

柳津町の平成23年度当初予算案についてであります。地方経済の低迷などにより町税の減収など、引き続き財源確保が厳しい財政環境での予算編成となりましたが、国の緊急雇用経済対策に係る補正予算や、地方交付税の増額等を有効に活用するとともに、新年度からの新たな町振興計画に掲げました本町が目指す将来像であります「みんなが主役、笑顔広がる絆の町」を実現するため、6つの基本政策を軸として総合的、計画的に各施策に取り組んでいくのであり、また、引き続き経常経費の削減と創意工夫により、限られた財源を最大限に生かして予算編成を行ったところでもあります。

一般会計予算では35億6,000万円と、対前年度比3,000万円の減、率にして0.8%の減となりました。また、10の特別会計との総予算合計では約51億5,000万円で、対前年度約1億2,000万円の増、率にして2.4%の増となったところでもあります。

なお、各会計の概要については予算説明書のとおりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、主要施策の概要として申し上げます。

まず、「農業の振興」としては、政権交代により農業政策が大きく転換しており、「農業者戸別所得補償制度」が平成23年度から本格実施されることになりました。この制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、将来に向けて明るい展望と環境を作り上げるための施策で、畑作物にも対象を拡大して実施されます。

まず、米の所得補償交付金であります。米の生産数量目標に従って生産を行った農家に対し、全国一律に標準的生産コストと標準的販売価格の差額を補てんすることとなり、交付単価は10アール当たり定額部分が1万5,000円、変動部分では23年度産の販売価格が過去3年の相対取引価格の平均を下回った場合、その差額を基に算定することとしております。この他、水田活用の所得補償交付金として、昨年に引き続き、販売目的で生産する農家に対し10アール当たり作物別単価として、「米粉用米、また飼料用米等が8万円」「そば、なたね、加工用米が2万円」などとなっております。

次に、畑作物の所得補償交付金であります。販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付することにより、農業経営の安定と多面的機能を維持する目的で、前年産の生産面積を交付対象面積として「営農継続支払」、当年産の出荷・販売数量を交付対象数量として「数量払」の構成でそば、なたねなどが交付対象となっております。この他、加算措置として、畑の耕作放棄地解消の「再生利用加算」、畑作物の品質に応じた「品質加算」、規模にかかわらず農地利用集積円滑化事業により面積集積し、利用権を設定した場合の「規模拡大加算」（10アール当たり2万円）などが拡充されて実施されることとなります。

こういった状況を踏まえ、柳津町では担い手の高齢化や中山間地域といった地域特性から、小規模農家から大規模農家まで幅広く水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境作りのため、昨年に引き続き会津みどり農業協同組合と連携し、国の米戸別所得補償の定額部分1万5,000円に5,000円を上積みして生産調整達成農家の所得向上へつなげていきたいと考えております。

このほか、JA会津みどり管内を一つの産地として取り組む広域型「産地生産力強化総合支援事業」によりトマト簡易養液土耕栽培施設の助成、軽トラ市・給食センター等を活用した地産地消の推進、農産物の付加価値向上と町特産品の振興、食品加工業や観光産業などと融合した地域産業の六次化への取り組みの足がかりとして「米利用調査事業」、振興作物推進事業として「にんにく普及・施設整備事業」、適地適作・生産調整の推進と高齢化による稲刈り作業の受託ニーズに応えるため「耕作放棄地対策事業」による播種機整備助成、「乾

田・畑化対策事業」による暗渠排水・客土等への助成、「水田経営体育成事業」によるコンバイン整備の助成等により本町の農業振興対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、従来の「農地・水・環境保全向上対策事業」は、「農地・水保全管理支払交付金」に変更となり、「共同活動支援交付金」という事業で農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動（これはソフト事業）を行い、新たな支援として「向上活動支援交付金」という事業で集落が行う農地周りの水路・農道等の補修・更新などの活動（いわゆるハード事業）を行うこととしており、長寿命化の対策が強化されることとなります。事業費ベースでは、現行のソフト事業約1,600万円にハード事業も約1,600万円が2階建てで追加される見込みであり、採択申請が6月末の見込みで、この予算関係につきましては、6月以降の補正予算で対応する計画となっております。また、中山間地域等直接支払制度も並行して適切な農地管理を通じて将来に健全な農地を残していく考えであります。

「林業の振興」としては、基盤となる林道の整備や森林病虫害防除事業を継続するとともに、間伐等による森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した地域の林業、木材産業等の再生を図るため、森林整備加速化・林業再生基金事業を積極的に取り組んでいく考えであります。本年度は、県営事業・事業実施主体が会津若松地方森林組合で牧沢・椿地区の間伐25ヘクタール、路網整備・2,000メートルを計画しております。また、森林環境税を原資とした森林環境交付金事業の基本枠と重点枠の枠組みが大幅に変更され、各市町村に配分される基本枠が手厚くなり、さらにメニューについても見直しされたことから、従来の森林環境学習のほか森林病虫害対策、住民参画による森と人との共生につながる森林整備を実施する考えであります。

また、新たな取り組みとして、鳥獣被害防止対策事業を導入していきます。この対策は、背景としましては、野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物の被害が発生していることと、戸別所得補償制度の導入を円滑に行うためには、不作付や生産意欲の低下の一因となっている鳥獣被害の対策が必要不可欠となっているからであります。町の鳥獣被害防止計画では、捕獲隊による銃、わなでの捕獲と住民みずからが取り組む被害対策を柱にして、特に住民の自己防衛意識の高揚、被害防除に関する正しい知識を普及し、電気柵等の設置により効果的な被害防止策が講じられるよう、鳥獣被害対策協議会を通じて対応していく考えであります。

そして、「商工観光の振興」としては、経済・雇用情勢の悪化もあり、依然として個人消費や入り込み客・宿泊客とも低迷状況にあります。引き続き観光商工振興事業や福満商品券発行事業により地元消費の拡大を推進するとともに、まちづくりの整備として都市再生整

備計画を実施してまいります。この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間の事業で、公園、道路、観光施設等の整備を図るものであります。平成23年度では、「旧ホテルみなとや」の解体を行います。跡地利用につきましては、まちづくり推進委員会において観光施設や商店街の活性化策も含め検討していただき、平成25年度には公園等として整備する予定であり、魅力ある観光のまちづくりを推進していきたいと、そのように考えているところであります。

特に観光面では、福満虚空蔵尊円蔵寺を核とする歴史・文化的資産や自然資源、温泉等の観光資源のPRに努めるとともに、平成22年度に終了しました丑寅まつりの俳句大会・サービスパスポート事業につきましては、その実績、内容等を踏まえて、さらに関係団体と連携を図りながら実施してまいります。また、平成24年度に実施されます福島県大型キャンペーンにつきましても、平成23年度のプレキャンペーンから3年間において関係団体と連携、協議を図るとともに、緊急雇用対策事業も活用して柳津町のPRに積極的に取り組み、誘客、交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化に努めてまいりたいと存じます。

「交通通信網の整備」としましては、日常生活において安全で円滑な交通環境を確保することが重要であり、地域間格差の是正や冬期間の交通障害の解消を図るため、引き続き町道五疊敷大成沢線、八坂野大野線等の整備を進め、あわせて国・県道の整備促進を積極的に推進するとともに、昨年からスクールバス、そしてまた路線バスの機能をあわせた複合型として9路線を運行している「町民バス」の車両更新を行い、さらに安全で安心な移動手段の確保と効率、効果的な運行を図ってまいりたいと思っております。

携帯鉄塔整備事業では、いまだに携帯電話の不通話となっている「四ツ谷・高森」地区の不通話解消を図るため、県の補助事業により支援を受けて平成24年度の供用開始を目指し、鉄塔整備を実施してまいります。また、ほかの不通話地区につきましても、引き続き携帯電話会社への要望活動を重ねながら整備促進を進めてまいりたい、そのように思っております。

光ファイバー通信網については、昨年10月より町内全域での高速インターネットサービスの利用が可能となり、都市部との格差是正の一翼をなすものと考えておりますが、平成21年度から実施している月額2,000円、最大24カ月の補助事業により引き続き加入促進を図ってまいりたいと思っております。

また、地上デジタルテレビ対応については、本年7月でアナログ放送が終了となりますが、普及促進と町内消費の拡大を図るため、平成21年度からの購入支援の補助事業について、平成23年度を最終年度として引き続き支援を実施してまいります。

「生活環境の整備」としましては、若年夫婦等の定住促進対策として、柳ヶ丘団地再整備のために、鉄筋コンクリート造り3階建て1棟15戸の建設に着手をいたします。

簡易水道整備においては、黒滝地区の継続事業による未普及地区の解消と湯八木沢・五疊敷簡易水道の区域拡張を実施するとともに、「山村公園・せいざん荘」の水道施設の整備を図ります。また、下水道への加入促進のため、引き続き下水道整備に係る住宅改修費等の費用の助成を行ってまいります。

消防施設では耐震性防火水槽を4基整備するなど、快適な住環境の整備促進と安全で安心な町づくりを推進してまいります。

また、一般廃棄物のごみ処理事業や資源回収事業によるリサイクルを一層推進し、太陽光発電やペレットストーブ等の新エネルギー導入事業では、引き続き住宅用設置費用の助成により普及促進を図るなど、良好な生活環境や豊かな自然環境の保全と循環型社会の形成を推進していきたいと、そのように考えております。

そして、「子育て・高齢者支援対策」としては、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く社会・生活環境が変化する中、健やかに安心して子供を産み、楽しく育てるための子育て支援事業として新たに「頑張れ子育て応援金事業」を創設し、出産時、小中学校入学時に祝い金を支給して子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、引き続き、妊婦健康検査費用の助成、第3子以降の保育料や乳幼児・小中学生の医療費の無料化などを図るとともに、心身ともに健やかに育てることができるよう、乳幼児の健康相談・健康検査や学童保育等に取り組んでまいりたいと思っております。

人口減少や高齢化が進み、高齢者世代が増加する中、住みなれた地域で誰もが安全に安心して暮らしていくための高齢者支援対策では、要介護状態になることを防ぐための住宅の改修費用の助成を初め、生きがいや健康づくりのための介護予防事業を実施するとともに、ひとり暮らし高齢者への緊急通報システムの貸与や、寝たきり高齢者や障がい者の方々への日常生活用具の給付などの生活支援を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

「保健・医療対策」としては、住民の健康づくりを推進するために、特定健診・特定保健指導・各種がん検診を実施するとともに、検診後の事後指導により疾病の早期発見と早期治療を図りたいと考えております。また、疾病の予防と重症化防止のためにインフルエンザ、子宮頸がんワクチン等の予防接種事業を実施してまいります。

医療費の適正化対策では、引き続き医療内容の分析を行い、これによる各種健康教室の開催や保健指導の実施により、疾病予防や早期治療を図り、適正な医療の受診と健康づくりを

推進してまいりたいと思っております。また、診療所の修繕事業により地域住民が安心して医療を受けられるよう、医療環境の整備も図ってまいりたいと思っております。

「教育環境等の整備」としては、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時には避難場所ともなる重要な施設であるため、年次計画により学校施設の耐震化及び大規模改修を行ってきたものであり、今後とも安全できめ細かな教育環境の整備を図ってまいります。また、「町民バス」運行に合わせスクールバスの更新を図り、路線バスとの機能充実により、世代間交流を通じて豊かな心を育んでいきたいと考えております。

「明日の柳津」のためには、次代を担う人づくりが最重要課題であり、学力の向上と豊かな人間性、健やかな身体を育むため、小中連携教育の推進等、学校教育のより一層の充実を図ってまいりたいと思っております。さらには、学習指導要領の改正による小学校の英語教育において、英語指導助手の役割はますます重要性を増しており、国際理解を含めた小中学生の英語教育の充実を図るとともに、地域に根差した学校教育を推進し、地域・家庭・学校が連携して、心豊かで幅広い社会性を身につけた青少年の健全育成を図ってまいりたいと思っております。

そしてまた、「生涯学習、生涯スポーツ推進」としては、生きがいに満ちた生涯学習社会形成と社会教育の推進として、住民の多様なニーズに応えるため、関係機関・団体と連携を図りながら各種学習・教室等を開催し、学習機会の拡充に努めてまいります。青少年教育においては、放課後子どもプラン推進事業により、子供たちの安全・安心で健やかな居場所を提供し、様々な体験、交流活動を通じて健全育成を図ります。

また、高齢者教育については、柳津・西山地区それぞれの学級活動により、健康づくり・生きがいを推進してまいりたいと考えております。生涯学習の充実のためには、ライフステージに応じた趣味の講座や教育等を開催し、公民館・各学校図書の実を充実を図るとともに、「やないづふれあい館」を拠点とした社会教育の進展のため、指導者の養成を図り、社会教育団体の育成と自主的活動の支援に努めてまいります。

健康で活力ある生活を目指す、スポーツ・レクリエーション活動の推進としては、各種スポーツ団体等の組織充実を図りながら、住民のニーズに応えるスポーツ行事等の工夫・改善に努めるとともに、指導者の養成を図り、「ふくしま駅伝」を初めとする各種競技への参加を通じて競技力の向上に努めてまいります。一般スポーツ愛好者には、スポーツ講演会開催やスポーツに親しむ機会の少ない方にも参加できる各種事業の展開を推進してまいりたいと思っております。

以上、第1回柳津町議会定例会の開会に当たり、所信の一端と新年度の主要施策の概要を申し上げました。依然として地方行政を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、町民の福祉の向上と安全・安心の確保、さらには地域活性化など様々な行政課題に全力で取り組み、町民の皆さんの立場に立った町政運営に努めてまいりますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、本議会に提案いたします案件は、条例の制定に関する案件3件、条例の改正に関する案件10件、柳津町振興計画の策定に関する案件1件、過疎地域自立促進計画の変更に関する案件1件、辺地総合整備計画の変更に関する案件1件、平成22年度補正予算に関する案件8件、平成23年度予算に関する案件11件、分収造林契約の変更に関する案件2件、指定管理者の指定に関する案件1件、専決処分の報告に関する案件1件、以上の39件であります。

議員皆様には、慎重にご審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について、陳情第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情は、陳情の趣旨を尊重し、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情は産業厚生常任委員会に付託し、本会期中の審査をすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長

日程第6、一般質問をこれより行います。

通告順により、横田善郎君の登壇を許します。

1番、横田善郎君。

○1番(登壇)

それでは、2点について質問いたします。

1番、民間委託と小さな行政について。

町長は、かつて、民間でできることは民間に任せ、小さな行政を目指すと言われてきました。その基本方針に変わりはないのか。除雪などの作業委託から、学校給食・保育・一般廃棄物処理などの一般会計分野から、上下水道施設・スキー場・医療・福祉など特別会計に至るまで幅広く検討していきたいと名言されてから、はや3年が経過しました。その間、どのような検討がなされたのか。行財政改革委員会の意見はどのようであったのか。今までの経過と進捗状況、町が目指す小さな行政とは何か、今後の取り組みを含めて、町長の所見をお伺いします。

2番目、町の防災・災害対策について。

本年度も未曾有の豪雪に見舞われ、集落によっては3日間も停電となり、不便と不安を与えてしまいました。日常生活においても、高齢化する地域社会においては、防災対策、災害時対応の活力低下は否めません。ますます高齢化、人口減少による過疎集落の社会隔離は進む一方ではないでしょうか。頼りとする非常備消防団の体制維持は無論、消防署・警察・医療機関・県などの関係機関の連携、商工会を初め、建設業者等、各分野の協力を構築し、災害時に集落ごとに何が問題になるのか、何が必要となるのか、早急に把握すべきだと思いますが、各種の災害時の対応について検討されていることをお伺いします。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、1番、横田議員にお答えいたします。

まず、1点目ではありますが、「民間委託と小さな行政」について、この基本的な姿勢は変わっておりません。そしてまた、少子高齢化・地方分権・三位一体改革など、地方自治体を取り巻く環境は急激に変化している中で、地方の自主性、そしてまた自立がこれまで以上に求められておるところであります。

また、日本経済の低迷による地方財政は大変厳しい状況にあります。地方自治の原点に立って、多様化する行政の需要に対応するための行政運営を図るために、平成16年に柳津町行財政改革推進委員会を設置して、効率的また効果的な行財政の推進を図ってまいりました。

行財政改革の推進に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げることが原則であるとの認識に立って取り組むものとしております。限られた財源を有効に活用するために、自主財源の確保、また、組織の見直しや経常経費の削減に努め、健全な財政基盤の強化と効率的な行政運営の推進に努めてまいったところであります。

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の推進事項の目標達成状況についてであります。行財政改革推進事項 22 項目のうち、7 割程度の項目について達成しております。見直しの主なものについては、普通建設事業費の 50%の抑制について 5 年間平均額で 6 億 7,000 万円、人件費の削減については 6,300 万円の削減、事務事業の民間委託事業については、指定管理に 34 の施設を委託、そして各種団体補助金については 10%の削減をいたしました。

平成 17 年度からの 5 年間の町の財政状況であります。平成 21 年度の基金積立金は 20 億 1,000 万円で 5,300 万円増額いたしました。公債費残高、借金であります。59 億 9,000 万円で 14 億 8,000 万円減額となりました。

主な内容を申し上げましたが、課題として残ったものや、目標を下回ったものを検証して、運営の方法や外部業務委託の推進など引き続き検討すべき課題もあります。

経済状況は、依然として、契機の低迷による税収の落ち込みから、地方財政は厳しい状況下にあります。町においても国からの地方交付税等の依存財源が 78%を占めております。今後、ますます財政の効率化に努めなければなりません。こうした現状を踏まえながら、行政改革を推進するために、行政評価を行い、平成 23 年度からの柳津町振興計画をもとに、住民と行政の役割分担と協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

二つ目の、「町の防災・災害対策」についてであります。

昨年 12 月には例年になく豪雪となり、豪雪対策本部を設置して、地区の実態調査、停電地区の調査、高齢者等の安否確認、生活道路の確保など、その対策に当たったところであります。幸いにして、人的被害がなかったことに安心いたしました。

また、柳津発電所の痛ましい転落事故に対しては、会津坂下警察署、広域消防署、また、東北電力、町消防団による対策本部を設置して、防災への要請など、総勢 130 名体制の捜索活動を関係機関と連携して行いました。災害時における各分野の協力体制であります。今回の豪雪によって、除雪対策については、マスコミ等の報道でご承知のとおり、土建業者の不足により除雪対策が大きな問題となりました。災害時における対策については、議員がご指摘のように、何が問題になり、何が必要なのか、現状を調査し、把握することが重要で

あると思っております。

町の地域防災計画には、地区の危険箇所、避難場所などの災害に対する基本計画を定めておりますが、高齢化社会の災害対策として、昨年、災害時要援護者支援全体計画書を策定し、今後、個別計画を作成する予定であります。そしてまた、こうして少子高齢化が進行する中にあることは、災害時における住民の相互の連携がますます重要であり、町といたしましてもこうした状況を踏まえ、昨年12月に地元の建設関係業者と災害時における応急対策の支援に関する協定を交わし、災害時における対策に万全を期したいと考えているところであります。

県を初めとして、関係機関とのさらなる連携を図るとともに、今後、災害時のライフラインの復旧、食料確保など、生活関連物資等に関する民間等の支援協定についても検討してまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上、2点の答弁であります。

○議長

再質問を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

答弁をお聞きしますと、最少の経費で最大の効果を上げると、これが目標なのだと。財政的にも、また余裕が出てきたのだと、好転しているのだというような答弁でございましたが、基本的には変わらないと言われることではございますが、今までの施策を見ますと、ここ二、三年の施策を見ますと、一律という言葉がよく聞かれます。例えば、今までの農業問題であれば、コンバインの能力を高めるために、利用効果を上げるために、加工米についての補助とか、あるいは共同防除とか、申し込みすればだれもが参加できるような施策が多かったわけなのですが、結局、今一律5,000円、あるいは1万円の上乗せだと。あるいは、医療費の一律の無料化、あるいは、今度は小学校・中学校の一律の補助金の支給等も考慮されているようでございますが、少なくとも一律という言葉が随分出てきます。

また、町丸抱えのイベントが随分ふえてきました。そのようなことを考えますと、小さな行政とは、ちょっとかけ離れてくるのではないかと。確かにいろいろ問題が出て、小さな行政ということで、なかなか難しい面もあるとは思いますが、やはり民間に任せるものは民間に任せて、そして、最少の人件費と金額を持ってから、その地域の健全性だとか、作業の振興を促す。こういった目標には離反といいますか、離反しているような考えもするのです

が、そういった今までの施策と、町長の小さな行政とは、ちゃんと整合性はあるのでしょうか。その辺について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

それでは、1番議員にお答えいたします。

それらについては、議員もおわかりのとおり、基本的な姿勢として、小さな行政というのは目指していかなくてはならない、そのように考えております。

そしてまた、この時代背景を見てわかるように、ここ二、三年、大変な政治状況でもあり、また、社会の現象の中で、大変な、我々が思った以上に変化しております。そういった中で、どういう対応をして、それぞれの皆さんが努力したものに対して、手厚く、また、一律に、どのようにしていったらいいか。それらを考えていくのが行政であると、そのように思っております。

そしてまた、小さな行政にするために、いろいろな協議事項を進めてきた経緯がございます。例えば一つの例を出しますと、給食センターの問題もあるわけでありまして、これらにつきましては、大変今効率的に、会津坂下町なんかは、湯川村と連携しながら、給食センターが統合して、そういった町村をまたがりながらやるわけでありましてけれども、それらのことも少し考えたこともあります。ですが、今の経済状況を見て、議員からもおただしがありまして、大変厳しいそれぞれの民間の皆さんであります。そういった中で、地産地消を活用しながら、柳津町の商店、そしてまた生産物、それらを我が次代を担う子供たちに安全・安心な食料の確保、そしてそれを提供する。それらについて、大変望ましい姿であるということをお聞きし、また、庁議の内容もそのような結果を残しているところであります。そういった、できるものとできないものを精査しながら、これからも取り組んでいきたい、そのように思っております。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

財政的には、前段の答弁ではかなり好転していると。それから、後段では、町長はこれがだんだん厳しくなると。私も当然これは今後厳しくなると思います。国は、先ほどの町長の

施政方針のとおり、やはりもう大半が借金だと。いつまでも続く。この結果、地方交付税とか、地方交付金は減ってくるのが当然だと思いますので、その中で、その前提のもとにお尋ねしますが、今ほど町長は、給食センター等についても触れましたが、これは3年前にも具体的なことをお聞きしましたら、給食センターについても、よく検討したいということをおっしゃられました。当時、私は小さな行政だけがいろいろ検討する課題があるのではないかと。そういう小さな行政にするのだけが決していい面だけではないところもあるのではないかと、そう申し上げたいと思います。

給食センターについては、これは農業の振興とか、結局給食センターが地元の、町長は地産地消に振られました、地元農産物の使用とか、あるいは食の安全とか、そういった面をよく検討していただきたい。結局これについては、ただ、そういった、現在も父兄の方からいろいろな要望がありまして、給食センターについてはぜひ町でやっていただきたい。これは町長も力を入れているとは思いますが、ただ、その場合、財政が厳しい中では、給食費だけで運営されているわけではございません。給食費はあくまでも給食、食べる分だけであって、多分平均しますと3,500万円等の運営維持費がかかっていると思います。また、これで350食程度の昼食ではないかと思うのですが、そういった経費、費用対効果というところであれになるのですけれども、そういったことを十分に、町の税金をもって、税金をもって、それを運営されるわけですから、このことについてはやはり町民に説明すべきだと。そして、それでも給食センター等を、安全安心、子供たちの食ですから、こういったものを町でやらなくてはならないということであれば、それは十分に町長、町は説明すべきだと思います。

これは何も給食センターにかかわらず、保育所あるいは町民センター等のいろいろな施設、あるいはいろいろな温泉施設、銀山荘も含めまして、そういう介護とか、すべての面について、一つ一つの町の公共施設について、きちんとした内容をとらえまして、町民に説明する責任と、何ができるのか、何をやらなくてはいけないのか、何を重点的にやらなくてはならないのか。これを十分に掌握すべきだと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

1番議員にお答えいたします。

まさに財政はこれからますます厳しくなると思っております。私が前段で申し上げました

のは、昨年の国の対策として、対応の仕方として、地方に手厚いいろいろな施策がございました。そういった中で事実を申し上げましたが、大変、税金についても国・県同様、町村も厳しいと思っております。その中で、やっぱり議員のご説のとおりであると認識はしております。ですが、我が町として持続的に発展していくには、まちづくり、その基本はやっぱり人づくりであると思っております。

かなり社会事情が変わっております。柳津町でも雇用する場所が大変狭まってきている状況であります。これらについても、働く場所がそれぞれ確保できれば、大変若い人たちが定住できる町でもあると。そのような、我々にとってはすばらしいふるさと柳津町である、そのように思っております。

ただいま給食の関係が出ましたけれども、管理運営に関しては、大変厳しい目で見なければならぬと思っております。ですが、これから育成していく子供たちに、健全で、そしてまた安心安全な食料、先ほど申し上げましたが、地元消費を拡大していくには、大変大きなお金がここでは動いております。そういうものは十二分に精査をして、そしてまた、それぞれの目標というか、我々が目指した小さな行政の中で、こういう問題はこのような形でこれから推移していただろうと。ですから、こんなふうに持っていきたい。

そして、多方面の施設については、十二分に民間企業が入られる分野でありますので、他の外部に委託をしたい。そのような思いを募りながら、住民の皆さんに説明をしていく、それは十二分に配慮していきたい。そのように思っております。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、暫時休議をいたします。

再開を 11 時 10 分といたします。（午前 11 時 00 分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前 11 時 10 分）

◇ ◇ ◇

○議長

再質問を許します。

1 番、横田善郎君。

○1 番

今答弁いただきましたが、私が言いたいのは、今までのように行政が何でもやれる、何で

もできると。地元からの陳情、要望等にみんな対応できると、そういった時代は間もなく終わろうとしているのではないかと。もう既に終わったかもしれませんが。そういった中で、一つ一つの町のサービスについて、よく検討していく必要があるのではないかと。そして、それは町だけの判断ではなくて、行政の判断だけではなくて、町民、住民、父兄あるいは団体の意見をよく聞いて、そしてもしも町がやっていかななくてはならないものについては、よく町民に説明していく必要があるのではないかと。そういったことを申し上げたかったわけなのですが、そういったことについての町民サービス、いわゆる建物、施設について言いましたが、町民サービスについて、それをどのようにこれからもっていくのか。町長は行政評価等のことを触れられましたが、これは行政評価の最も基本だと思うのですが、行政評価でどのような整合を持って取り組んでおられたのか。これは3年間と、私最初にお尋ねしなかったのは、この3年間に、そういった行政評価の中でも評価されたと思いますので、それらについてもどのようであったかお尋ねします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員が言っていることは確かにわかります。当然そのようにしていかなくてはならない。すべてが、行政ができるということではないと思います。この時代の潮流の中で、町民もですが、国民も本当に自分の進路さえも危ぶまれる時代になってきたと。そういった中で、どういう支援をすれば、皆さんが持続的に自分の生産、そして生活の能力を構築できるのかというものに対して行政は支援をしていくべきだと、そのように考えております。

もう一つは、行政評価でありますけれども、今私の所信表明もありました。みんなが主役ということで、それぞれが一生懸命個々の力をつけていくように、お互い協力し合いながら、まちづくりに参画していこうというねらいをそこに定めたわけであります。これらについては、今日まで培ってきた行政評価も一つ一つ、職員初め、検討委員会の皆さん、その皆さんとの積み上げが、みんなが主役ということのこれから10年後を目指していこうというあらわれであると、そのように思っております。どうかそれはご理解をいただきながら、すべてが行政が行っていくというものではないと。それは、行政が行った場合には、当然一過性になる懸念がございます。ですが、それぞれの団体、個人が一生懸命そこに携われれば、持続的なものがそこに生まれるということが、私は本来の姿であると思っておりますので、議員が

おただしのとおり、行政は選択をしながら、そして一番弱い立場である皆さんをどう救っていくか。そして、それをどう構築していくか。それが行政の最大の役割であると、そのような認識を持っております。

なお、行政評価に関しては、専門分野でありますので、総務課長に答弁をさせます。

○議長

補足答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今の横田議員から、行政評価をやった具体的な内容はどうかというご質問がございましたが、先ほど答弁の中で、22項目の行政行革の中で7割近くは達成できたと申し上げましたが、そのほかに、今後行政がますます厳しい中で、改善しなければならない点が多々あります。その中で、横田議員がお話しされたように、行政評価、事務改善については、3年間、行政評価という手法を取り入れまして、昨年、200事業を公開して皆様にお知らせしたわけです。平成21年については、165事業を公表する予定であります。今後はますます経済情勢が厳しくなって、町が今までやっていた事業を全部できるのかということ、なかなか難しい局面に立っています。さっき言われましたように、町がどの事業をやっていくかということで、今回、町の振興計画で6施策を挙げておりますが、その中で何を重点的に進めなければならないかということ十分に検討するというので、今後の振興計画の中におきましても、特に町が重点施策としてやらなければならないものを整理しております。

その中で六つほど細かい事例を挙げておりますが、そういうことをよく精査して、議員がおっしゃるように、それをどのように町民に説明していくかというのが大変重要な課題だと思っております。それにつきましては、今後、振興計画を進める中において、毎年、各その事業成果、事業をやった分について、町民に対してアンケート調査を行っております。そういったアンケート調査の中で、住民の満足度とか、そういったものをよく精査しまして、それぞれの各部署に専門部会、行政でいいますと健康づくり部会とか、行財政改革委員会とか、農業ですと農業団体連絡協議会、そういう協議がありますので、そこの中で皆様方と十分協議を進めながら、今後事業を検討してまいるという方針であります。以上でございます。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

やはり小さな行政の基本は、先ほど言いましたが、いろいろな自由にやっている民間に任せた分の格差とか、ゆがみとか、沈みとか、そういった面について、最小限の予算をもって、人件費をもってから、それを進めると。そして、産業全体の振興を図る。税金の増収を図るということを町長は思っていると思うのですが、そういったことについても一律ということであれば、これは小さな行政とは全くかけ離れた施策だと思いますので、そこらについての整合性についてよく、何も一々やらなくても、その部分だけにお金をかければ、当然復旧するものについても、所得格差も何もない、一律の補助政策、これは矛盾するものがあると思いますので、そこらについてはよく点検していただきたいと。

それでは、総務課長にお尋ねしますが、2月のきめ細かな交付金の中で、町がトレーラー、コンバイン、バックホー、乾燥機等について、町が購入するという計画になっております。これらについて町長は、再度検討したいという答弁をされていますが、これらについて問題となるのは、これを町がやるということになると、もちろんこれは大きな行政に私はなると思う。行政が介入してくるということは、その産業の分野について。

私が問題にしたいのは、最初から無料で貸し付ける団体が、生産組合が決まっている。そのような前提のもとに、町が、町の一般財源を使って、備品を、財産を購入して、それを個人の集まりである生産組合に、それも特定の生産組合を前提としているから、そういうものをもし購入するとすれば、これは当然地方自治法に違反するのではないかと。首長、町長等については、町の財産取得については厳しく規制されているはずで。これはやはり目的とか、そして大義名分といえますか、そういったものがなければ、町が勝手に、あるいは首長が勝手に、そういったものを購入してから特定な者の便宜を図ると。利潤を図ると。そういったものは厳しく、多分これは規制されているはずだと思います。こういったことについて、そういった観点から見れば、最初から特定の生産組合に向けた、町の財産購入等については地方自治法に違反しないのか、総務課長の見解をお知らせ願います。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、横田議員の方から、町の方で直接機械を買って、それを組合の方にやるのは問題があるのではないかとこの指摘でございますが、町としましては、今回、補助組合に一部コンバイン、そういうものを買いますが、一応2分の1程度の補助ということで、組合の分はある程度組合で自己負担を出してもらおうということになっております。その中で、今回補助金

でやるわけですが、補助金としては、柳津町の補助金交付要綱にのっとりまして、計画、内容等を十分に調査してやります。

それで、今回のそういった部分についてであります、本来きちんとした法人とかを設立して、今後、機械利用組合とか、そういう組織をつくらなければならないというのが町の使命でございますが、こういった経済状況の中では、なかなか自己資本というのがみんな投資できないという部分も勘案しまして、またJAとも協議しまして、JAの方でもできないかということも協議しましたが、なかなかJAの方でも今の段階ではそういった事業には取り組めないということでありますので、町は、今の実態の中で、機械利用組合でコンバインを利用して、小さな農家なんかは、そのコンバインを利用して刈り取りをやってもらいたいという現状がありますので、そういった現状を勘案しました場合、これは当面の間ですが、町としてそういう施策をしていかなければ、農家の刈り取りができないという現状がありますので、今回そういったことで機械の購入補助ということで計画したわけでございます。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

私がお尋ねしたのは、今回の当初予算に入っているコンバインの補助事業、6条刈のコンバイン1台、この機械利用組合の話ではなくて、2月に議決しましたきめ細やかな交付金7,000万円のうちの4分の1近くを使って、一般財源、何でも使える金ですが、その金を使って、町が直接購入すると。町の備品購入で財産として購入するのに、私は問題があるのではないかと。最初から特定の団体を対象とした貸し付けを前提とした町の財産購入は、公平性や何かに、これが農協であれば、また説明があると思うのですが、特定の任意の生産組合に対して、それを前提に町が買うというのは、町長の声は、自治体の長の声は天の声と言われるぐらい強いものがありますので、厳しく、先ほど話しましたが、そういった特定の団体に対して町が直接買うということに対しては、問題があるのではないかと。私はそれを申し上げたかったわけなのですが、これを補助金で出すならまだしも、町がなぜ直接購入しなくてはならないのか。備品としてそろえなければならないのか。これらについて、私はちょっとお伺いしたかったわけです。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、横田議員から、そういった部分で全額町が出すというのは問題があるのではないかと
いうことですが、町として、その事業を、利益者から2分の1もらうとか、3分の
1もらうとか、補助事業とかそういう中では規定がございます。ただ、その機械が、利用組
合で、その組合が、自分たちの組合員だけで使用しているか。それとも、各町全体の分で使
用しているか、そういう利用頻度の部分も私は勘案しなければならないと。

それで、今機械利用組合でやっておりますのは、ほとんど町、全体というか、藤地区から、
細越・八坂野の小規模な部分については、昨年から実施しております、西山地区の琵琶首
までやっていると。特定の部分だけの利用であれば、その事業については問題があると思
いますが、ほぼ全域的な部分で、面積的にも160ですか、そのぐらい去年は刈り取りをして
おりますので、そういった部分では、特定の部分の刈り取りということは、町としては認識し
ておりませんので、全体の部分で行っているという見方で機械の購入ということは今考えて
おります。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

全くの財団法人みたいなところに、利益を目的としないところに町が買って、無償で貸し
付ける、例えば町民センター等にバスを町が買って貸し付けるというのは話が違ふと思
うのです。刈り取りすればお金を取るわけで、結構お金も、それを100%、例えば生産組合に
補助を出したとしても、そうでなくて、町が直接買うということに私は問題があるのではな
いと言いたかったわけなのですが、これについて、特定の者に、そしてこれを広く貸し付
けるとか何とかというのであれば、それはまたあれなのです。最初から特定の生産組合に貸
し付けることを前提に町が備品を何で買うのだという、これは法律に違反するのではないのか
と。公平性に欠けていないのと。

町長は、先ほどの所信表明の中でも、公平な行政を目指すということを言われましたが、
この施策そのものが大きな施策であって、そういったものに違反といいますか、理念に反す
るのでないかと思うのですが、そこらについて、私は総務課長の見解をお尋ねしたかったわ
けなのですが、そういったことについては、町長どう思われますか。私は、町長が、こうい
うことを言うとか、自分の好きな団体にこういったものを買って預けるとか、財産を
取得するとか、そういった財産を処分するとかということは、毛頭町長は考えていないと思
いますが、結果がそうなるのではないかと。その場合は、地方自治法の法律に違反するのでは

ないかという懸念も出てくるのではないかと。私はそれをお尋ねしたかったのです。

○議長

町長。

○町長

1 番議員にお答えいたします。

議員もおわかりのとおり、昨年の作付状況、そしてまた収穫状況を見ておわかりだと思っております。私も今の所信の中でも言ったとおり、公正公平にやっていくのが、当然であると、そのように思っております。

そしてまた、柳津町はソバの奨励もしております。そしてまた、菜種もやっているわけがあります。そういった中で、これらについても、昨年の状況を見れば、議員の皆さんも町民の姿を見れば、一目瞭然であると思っております。去年は、コンバインがソバの刈り取り機械がないために、皆さんの収穫が目の前、収穫を迎えながら、それを全部捨ててしまったと、うない込んでしまったということで、せっかく目標を持ってソバを収穫したいという耕作者の皆さんが、泣き泣き、そのような現象が起きてしまったと。そしてまた、その対策のために、我々が信頼している J A に相談して、コンバインの 1 台購入をお願いしたいと。大変な議論をいたしました。今、残念ながらそれだけの体力がないと。そしてまた、それらについて実績がある、ある団体の皆さんが、今の米のコンバインのように、柳津町全域をそれらについて網羅した中で、生産者にぜひ収穫の喜びを味わって、確かな収量を求めたいというのが私の真意であります。

そういったことを見れば、議員も確かにそれをしなくてはならないと私は思っていたと思います。ことしの面積は 40 町歩、ソバは作付の予定であります。菜種についても 13 町歩ほどあるわけがあります。それらが、昨年と同じような状況を見れば、柳津町の農業の生産も、所得も、すべて生産者側に、我々が奨励する、推進するソバをつくったけれども、それをまた見逃してしまうと。こんな事態になつては、町としても損失であると思っております。

私は、農家全体の皆さんのことを考えて過剰な投資はさせない。そしてまた、生産して、皆さんが遊休農地を利用しながらも、そういう作付をした場合には、それらに対処して所得をさせる。これが行政としても大変大きな役割を担っている。そのように思っているところであります。それらについても、十二分に議員の皆さんとご相談をした上で、それらの使い方を考えたいということで、皆様に申し上げた経緯でございます。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

町長のおっしゃっていることは、よくわかるのですが、産業、農業全体を維持していくには、そういった特定の団体にもそういう補助をして育成しなくてはならないと。手厚く補助していかななくてはならないという思いはわかるのですが、ただそれをなぜ町が直接町の備品で買うのだと。私はそれを言いたかっただけなのですけれども、むしろ、その団体に補助するのが、その団体や例えば農協がやる気がないのだったら、何も町が直接農業のそういった分野まで、なぜ手を入れてやらなくてはならないのか。そこについては、私はまだ納得し兼ねるのですが、例えば町長、直接町がそういった備品まで購入するとすれば、ほかの団体と、これが生産組合、すべてが網羅できるわけではないと思うのですが、同じような団体ができれば、それも当然検討せざるを得ないと。

あるいは、他産業の、例えば菓子組合が饅頭等を共同で生産するとか、共同ブランドをつくるとか、あるいは大工さん方が加工場をつくるとか、これをもし商工会等を通じて申し入れがあった場合、こういった方々についても、町で一般財源をもって、当然これを検討せざるを得ない状況になると思うのです。そういった産業の育成というところまで、町がそこまで手を入れてやらなくてはならないのかという思いがあるのですが、町長、そういったところまで手厚く、やはり、町が今までのようにお金がいっぱいあるときはいいのですが、これから金は、恐らく予算は縮小せざるを得ないと。そういった状況の中で、果たしてどこまで町が、農業も含めてなのですが、産業の中まで手を入れなければならないのか。それは、もうできることとできないことがあると思うのですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員もおわかりのとおり、それは選択とその手法だと思います。それで、議員もおわかりのとおり、やっぱりそういう団体が意欲的にやるとなれば、私は歓迎します。本当にそれだけの、柳津町全体を網羅して、自分たちがなりわいとして、この柳津町に所得アップのためにそのような団体をつくりながらやりたいと言うならば、やっぱりそれは皆さんも同じように支援していかなければならないのではないかと。だから、今言ったように、特定の人に、ただ上げるのではない。柳津町の全体のなりわいとしてそれを構築するために、この事業があ

るのだという一つの意図的な目標があることに対しては、町は支援をして、足腰の強い生産団体をつくっていく。将来は、その法人化という一つの枠組みをして、組織を立ち上げて、多くの雇用と生産を向上させていくような、そういう団体をつくっていくのが目標であると思っております。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

町長、私が先ほどからお尋ねしているのは、そういったところまで町が直接備品や何かを購入して、当然そういった産業の振興に、要望や何かがあれば、できる範囲内で指導したり、予算をやったり、そういう補助をしていくというのは当然だと思うのです。町が直接そのものを買うのかと、町が直接運営するのかと、町が備品を買ってやるのかと。町の備品とするのかと、私はそれを言ったわけなのですが、これはいいです。また、後で改めてお尋ねしたいと思いますが、時間もなくなってしまいますので。

先ほど総務課長も、町の振興計画書によって、いろいろこれでやっていくのだと。小さな行政を目指すのだという話、究極的には。この町の振興計画書の中にも、少数で効率的に業務遂行できるようにするといったことを言って、70 人体制なり、そしていろいろな進め方を、振興計画書の中に書いてありますが、結局、外部委託とか職員の能力開発とか育成、組織体制の見直し、行政評価システムの推進とかを少人数でやっていくのだと。そういったことを綿々とうたっているわけなのですが、こういったことについて、職員を 70 人にした場合、これは小さな行政の根本かもしれませんが、確かに 30 人に 1 人、40 人に 1 人が役場職員だというのも、これもまた非効率な問題であると思うのですが、では、単に 70 人という場合、先ほどの話に戻るのですが、町の施設の運用や何かをそのままにしてから、70 人体制にできるのかという問題がありますので、私はそういった行政の、人としての町民サービスに直接結びつくようなものに対して、町民の声を聞く、町民の意見を聞く、そういうことが、もう町民の理解を得るということが大切になってくるのではないかと思うのですが、町民の意見の取り上げ方、説明の仕方、これは委員会を通じてやるのは当然だと思うのですが、もう 3,000 人台になってしまった町民の声を聞くということが、私は住民投票なり、最終的にはそういったもので、いろいろなところを直轄に聞いていかななくてはならない。

あるいは、職員が町の中に入っていく、組織の中に、住民の中に入っていくと。そういったところまでやっていかななくてはならないと思うのですが、職員等についても減りまして、

なかなかそういったところまで手が回らないのが実情ではないかと思うのですが、結局、行政と、地域の集落と、隔離がだんだん進んでいくのではないかと。行政は行政、住民は住民だと。そのような方向に進むのではないかと思うのですが、町長はもちろんいろいろな面で住民の中に入っておられるということはもちろんわかりますが、町長と、あるいは細かい話を聞くので、全くそれは違う話でありますので、そういった中で、町民と役場の行政のあり方について、町長はどのように今後持っていかれようとしているのか、簡単に結構ですでお伺いしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

では、1番議員にお答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたが、基本的には金があるからやる、金がないからやらないというのではなくて、基本的にこの町をどうしていくかということ、その基本理念に立って物事を進めてまいりたい。そのときにおのずと、所得を向上させるにはどういうものが必要かというものがそこに生まれてくるということで、それらを大事にして柔軟な対応をしてみたいと。そしてまた、ケース・バイ・ケースも、このような社会が混沌としている中では、行政としてもやっていかなければならない。ですが、基本の柱だけは揺るぎないものにしていくと。そういう姿勢を持つべきであると、そのように思っております。

そして、この後の災害等の答弁に、私もお答えしようかなと思っていたのですが、これからの小さな行政ということと、今70人体制、それにこだわらずに、これからの行政の中には47の行政区があるわけでありまして、それらにつきましても、やっぱり担当の職員がその地域にはいるというような手法をとっていくのが望ましい姿ではないかと。多分それぞれの地域に1人ぐらいの職員がいるということではありません。いない行政区もありますので、それらが、その地区の担当の職員が親身になって、その辺をパトロール、そういった者が声かけをしながらやっていくような行政サービスも、これから考えていかなければならない、そのように思っております。

なお、この後、災害等の質問がございますので、それらについても現状と、また今後の考え方も示していきたいと思っております。

○議長

1番、横田善郎君。

○1 番

やはり、行政がまちづくりをする中では、行政のサービスが低下していく中で、これは避けられないと思うのです。幾ら低下を防ぐと言っても。そういった中では、集落に負うところの、行政区に負うところが結構これから多くなってくると思うのです。豪雪の上でも、今民生委員の方にはかなりの安否確認等をお願いしてから、負担をかけた面も結構あるような記事を読んでおります。

そういった中で、地域の行政区に、これから高齢化や過疎の進む集落ほど、その地域にお願いしなくてはならない部分が出てくると思うのです。その中で、私は先ほどから申しておりますが、集落ごとに手厚い情報の収集といいますか、お願いすること、あるいは区長等をお願いすることか十分出てくるのではないかと。それらの連絡を密にとといいますか、そういった信頼関係を築いていかなければならないのではないかと。なかなか集落においても、お互いにみんな忙しい。過疎化になった中では、なかなか人のことまで面倒見るということは、難しい面が出てきているのは事実だと思うのです。大きい集落であっても、できるだけ村の役とか何かはもうやりたくない。町のそういう民生委員とか何かについても、なかなか今不足していると。そのようなことも聞いております。そういった面について、町はどのようにこれから地域と、集落と、信頼関係を構築していくのかと。そこら辺について、ぜひ何らかの計画を持っていただきたい。

そういった中でお尋ねするのですが、これは最後の質問にしたいと思うのですが、今まで自民・公明時代から、いろいろな経済対策の交付金、今度のきめ細やかな交付金、光の当たらない交付金ですか、1,000 万円と、そういったところまで合わせますと 5 億円近い金が来ていると思うのです。それから、交付税についても、平成 22 年度においても、小泉改革と言われるころは 16 億円程度の交付税が、今は 20 億円になろうとしていると。4 億円程度も多い。そういった中で、また、過疎債等についても、今度は 5,000 万円以上のソフトの分野に使える、何にでも使えるような、極端に言えば、そういった過疎債等についてもお金が使えると。

そういった中で、今までこうやって延々と交付金、経済対策交付金をもらってきたわけなのですが、それについて、なかなか先に臨めるような金の使い方をやったのかと。何か設備といいますか、制度の確立とか、そういったものについて、今のような問題点について、なかなかその金が投入されなかったような気がするのですが、むしろ何か後手後手に回ったような気がしてならないのですが、それは職員等についても、もう自分の毎日の日常業務に追

われて、なかなかそういったものに手が回らなかったのが実情だと思うのです。そして、その一環として、行政評価にとられた時間というのもかなりあったのではないかと。こういったことについて、そういった有効なお金を使い切れなかったのではないかとと思うのですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

前段の部分であります、いいご提案をいただきました。ありがとうございます。これからの行政を考えていくには、当然そのような形で、住民に見える形を整えていく。これは大切な行政サービスであると思っております。

そしてまた、議員おただしの後段の部分ですが、これは決してそうではない。後手には回っていません。柳津町は大変ないろいろな財産を持っております。そういう中で、なかなか手をつけることができなかつた部分が、多々ありました。それについて、すべての面で、負の部分処分することができた。これは原風景を守っていく柳津町の姿とすれば、それぞれの地域が持続して、それぞれが、やっぱり自分のふるさとがいいふるさとだと言われるような場所づくりをしてきた。そういうものが、こういう予算化の中で使われてきたと、私は逆に言えば、今後の柳津町の効果的な部分で活用したと、そのように思っております。

そして、もう一つ重要なことであります。今回、いろいろな交付金をいただきました。我が柳津町は、それぞれの課の皆さんに、交付金をもらうために仕事を出してくれとお願いいたしました。そのときに、例えば500万円の予算が国から来ました。この仕事に値することを、ぜひ各課で考えてほしい。そしてまた、6,000万円の仕事があったので、皆さんからハード面でも出してくれと。そういう話をして各課にお願いしたところであります。

結果はどうでしょうか。私たちどもの柳津町は、その倍以上の皆さんが工夫をして、予算を獲得するために仕事を見つけ出してくれました。そのおかげで、その提案した部分は、柳津町が満額を国から認めてもらうようになったということであります。これらもやはり行政評価で、何が必要で何がやっていかなければならないという、その選択している手法が、それぞれの職員に持ち合わせていたということ、私は逆に言えば、育ってきたのかなと思っております。このような優秀な職員でもあるし、やる気のある、この庁内の職員が発揮すれば、住民のサービス向上にはつながるものとそのように思っておりますので、より以上の叱

咍激励をいただきながら、職員も育つ、そして町民も幸せになる、そしてまた皆さんが、いた人が楽しい地域社会というか、ふるさと柳津町をつくるために努力をしていきたい。そのように思っております。ぜひその辺は理解をいただいて、交付金等のもらったものに対しては、柳津町は逆にステップアップできるような体制づくりをしたとご理解をいただきたい。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

今の答弁をお聞きしますと、行政評価によって、むしろそれはマイナスではなくて、その時間はむしろ、職員の能力アップにつながり、そして、適正なそういう交付金の使い方をしたのだというような町長の答弁でございますが、それらについては、まだこの後、ほかの議員の人もいろいろな行政評価について、お尋ねしますので、また改めてお尋ねしたいと思うのですが、1 番目のものについては終わります。

2 番目について、防災について、引き続き伺います。

それでは、2 番目の町の防災、災害対策についてということでの質問に移りますが、これらについては、町長等の答弁をもらいましたが、やはりいろいろな、まず災害等が予測されると思うのです。これらについて、建設事業者等の協定等についても、これは一つの手段かもしれませんが、やはりいろいろなインフラ、かなり今回の豪雪等についても、道路の遮断だけではなくて、水道なり、あるいはもちろん電気も全国的に有名になってしまいましたが、そういったことについての対策について、きめ細やかに、先ほどのきめ細やかな交付金ではございませんが、何でご飯炊いたと言ったら、発電機でご飯炊いたんだと。あちこちのご飯炊いてくれたなんていうところも聞きました、西山の方には。そういったことについて、予想されることについて、町が例えば、水道の下水のマンホール、あれは 20 分程度しかもたないと思うのです。一般的には。そういった発電機も 1 台か 2 台あると思うのですが、そういったものもかねて、余り大きな発電機ですと、それは地元では使えないかもしれませんが、そういう発電機の確保とか、あるいは町での備品としての購入とか、あるいは食料品、水等の確保とか、災害に対するそういう備品の購入あるいは設備、そういったものについては、お考えはございませんか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今議員おただしのとおり、最近の災害というのは、想定外の災害が起きているわけであり、ます。そういった災害等、柳津町も地震もございました。そういった中で、この豪雪もそうですが、やっぱり初動体制というのが一番大事であろうと思っております。そういった中で、いろいろな備蓄をしておくべきだと議員はおただしでありますけれども、倉庫に備蓄をしていいものと悪いものもあると思います。

なお、災害等の現場等については、地域振興課の課長に答弁させますが、食料関係、早く言えば、都市部の中では乾パンと、そういう腐敗のしないようなものを備蓄しながら災害に備えているということがあります。この辺では、それぞれ地域が連携しながらやっている集落がございますので、その辺が安心だということは思っておりません。先々を想定しながら、それらについても検討していくことが大切であろうと、そのように思っております。

そしてまた、我々もですが、想定するその図上訓練という、それぞれが絵にかいて、こういう災害が想定される、そういうものをまず絵にかいて、その避難の仕方、そしてまたそれをどう対処するということが、私ども年に一度、管理職は研修がございます。そういったものを参考にしながら、庁内でもそれをきちんと把握しておく、これが大切なことであると思っております。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

やはり災害については、いろいろな問題が生じてくると思うのです。その災害の状況によって、またいろいろなことが変わってくると思うのですが、例えばその集落に足腰の弱い人がどのぐらいいるとか、若い人がどのぐらいいるとか、あるいはオペレーターがどのぐらいいるとか、あるいは、地域によっては看護師とか保健師とか、医療に携わっている人等についても、いろいろな問題を想定しながら、先ほど町長は図上の中でいろいろ計画はしているのだという話でございますが、きめ細やかな状況の把握をしておいて、万が一のときにすぐに町が、行政が小さくなるとすれば、当然そういった人たちに、区長を通じるなり、それはいろいろな手段があると思うのですが、そういったことの対応策について検討しておくべきだと思うのですが、これは今すぐここでやる、やらないではなくて、地域をよく集落ごとに、行政ごとにとらえて、そしてその地域の状況をとらえていくべきだと思いますが、町長はそういった必要性を多分感じているとは思うのですが、ぜひこれをやっていただきたいと思

ます。

時間もなくなってきたわけなのですが、それでは、ちょっと質問を変えまして、いろいろなバイオマス計画とか何かあると思うのですが、防災計画については、やはり電気が一番、今は高齢者等のうちにおいては、電気ということが一番の主要なエネルギーだと思うのです。

そういった中で、柳津町は自給エネルギー率が三百何十%かわかりませんが、日本で2番目とか1番目とかという状況になるわけですが、ただ、電気が来なくなれば、高齢者の家庭等、あるいはいろいろなインフラがもうみんな、電話さえも通じなくなってしまうということの状況なものですから、そうであれば小水力発電とか、あるいはマイクロの用水路を使つての発電とか、今盛んに計画されておりますが、こういったものについて公共施設、例えば西山の支所等にそういった電気を持ってくるとか、自家発電機を設けるとか、そしてそこに収容するといいますか、あるいは高森であれば、そういったところに直接援助できるような、高齢者の方を収容できるような、そういった考えはございませんか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

この事例とすれば、天栄村が自然エネルギーの中で大変優秀であるということで国から表彰を受けました。天栄村は本当に風力、太陽光、いろいろなものにチャレンジして、大変実績を上げております。

我が町では、地熱発電所、また皆さんもご承知のように、柳津町の庁舎の屋上というか、2階のところに、太陽光のシステムを構築しました。これにつきましても、町民の皆さんに見ていただきながら、これからのエネルギーの大切さ、そういうものを感じていただきながら対応してほしいという思いであります。

一つとして、地熱発電所のところに、一度庁内でも何とかチップなどによる火力の発電はできないか、省力発電でもできないかという話をした経緯がございます。これらについては、電力の皆さんとも話をしたことがあるのですが、そういったものには大変地元の材を搬入、搬出しないで、その場でできるメリットを生かせないかという話がありましたけれども、今、会津若松市の工業団地にチップで火力発電所等の誘致の話が出ております。ですが、大変省力な発電の、例えば発電所の水路を利用して小発電所なんて考えもやる場所もあります。ですが、なかなか柳津町の今の状況の中では、それらについて対応すべく、対策としては持

ち合わせていないのが現状でありますので、それらについてもこれだけの資源がございますので、検討する材料とすれば、あるものと思っております。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、暫時休議をいたします。

再開を午後1時といたします。(午前11時57分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

○議長

引き続き、横田善郎君の再質問を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

それでは、これで最後にしたいと思うのですが、災害についてはいろいろな災害があると思うのです。先ほども言いましたが。豪雪とか、豪雨とか、あるいは地滑りとか、あるいは地震とか、そういう自然災害から、やはりクマなどの鳥獣害、これらについても先ほどの町長の施政方針の中では、こういう対策をしているのだということも載っておりますが、あるいは伝染病とか、あるいは食中毒とか、いろいろな災害が考えられるわけなのです。そういった面について、やはり地区との話し合いとか、先ほども申し上げましたが、きめ細やかな対策をこれからやっていく必要があるのではないか。町民、行政のサービスが低下する中では、地域に負うところが、個人に負うところが、あるいは60歳を超えてから定年退職されたような人、そういう技術を持っている人なんかの活用、活用と言ったら失礼なのですが、そういったいろいろな応援を求めると。そして、町全体で、地域全体で、こういう災害の未然防止、なったときの対応について、一生懸命町の行政の方も中に入って、そういったことをやっていかなくてはならないと思うのです。

そういったことについて、いろいろな今までの交付金なり交付税なりの金を、財源を使ってやってもらいたかったという思いもしているのですが、ぜひこういったことについて、見ますと、なかなかそういった行政区との話し合いといいますか、そこに入っていくということについては、町の町長の施政方針も町の振興計画の中にも全然載っていなかったような気もするのですが、そこらについて町長の考えをお聞かせください。これを最後にします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

それでは、1番議員にお答えいたします。

まず、地域の防災に関しては、やはり基本は予防対策であると思っております。そして、高齢化、少子化の中でそれに対応するには、地域間の皆さんのご努力と、そしてまた、それにつながる説明不足にならないような対策をしていくのは、当然行政の役割だと思っておりますので、それらについては検討してまいりたいと、このように思っております。

○1番

これをもって終わります。

○議長

これをもって、横田善郎君の質問を終わります。

次に、小林 功の登壇を許します。

6番、小林 功君。

○6番（登壇）

それでは、さきに通告のとおり、3点について質問いたします。

1、「行政評価システムの成果」

平成20年度から平成22年度の3年間で約2,500万円余りの予算をかけ、柳津町行政評価制度の構築を行いました。導入の目的は、①政策・施策・事務事業体系の再構築、②住民基点での行政体質への転換、③わかりやすく透明性の高い行政運営の実現、この3点にあるのですが、3年が経過し、その成果と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2、「振興計画の策定」に当たって

第4次振興計画が平成22年度までの計画であるため、第5次の振興計画が作成され、示されたところであります。振興計画は、柳津町の将来のビジョンを長期的に定め、どのように実現していくのかを明らかにした大変重要な計画であります。この計画策定に当たり、柳津町の現状を踏まえ、特に留意した点は何か。

3、「住宅使用料の徴収」について

住宅使用料は、簡易水道使用料とあわせて滞納額が膨らんでいるとのことですが、その現状と今後の対応について、お伺いいたします。以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、6番、小林議員にお答えいたします。

まず、1点目であります。「行政評価のシステム」についてであります。平成18年に柳津町行政改革推進委員会からの答申を踏まえ、住民基点、そしてまた地域経営を基調とした新たな自治体経営の時流に対応するために行政評価制度の導入を図り、平成20年度より制度の構築を開始して3年間試行してまいりました。

導入の目的は、今議員がご指摘の3点でありまして、町の財政状況が厳しさを増すことから、限られた財源を町の政策により、どの施策、どの事務事業に有効的、効率よく活用するために、行政評価システムにより客観的な評価を行い、町の将来像実現のために事務事業の検証を行い、効果的、効率的な施策展開に結びつけるものであります。

施策体系については、横断的に事業を検討し、各分野において共通の認識を持って、事業計画を立て、効率的な事業展開をすることといたしました。

事業の内容については、事務事業マネジメントシートにより、事業の目的、指標、対象、意図、効果の現状の把握をし、検証し、有効性、効率性、公平性の評価を行い、その結果を住民に公表することにより透明性を高めるとともに、振興計画の基本施策については、毎年住民アンケート調査を行い、事業効果を検証してまいります。

今年度までの行政評価については、昨年に平成20年度の100事業を公表しており、今年度、平成21年度の165事業を公表して、今後も事業を公表することにより透明性を高め、効率的、効果的な行政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

そしてまた、2番目の「振興計画の策定」に当たってであります。本年策定いたしました第5次柳津町振興計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を目標とした町の将来の姿を展望して、その実現に向けた、基本的な町政の総合計画の経営指針となるものであります。この計画の策定に当たっては、住民アンケートに基づき計画案を策定して、振興計画審議会の皆様に審議をいただいて策定してまいりました。本計画の体系は、今までの計画を見直して、六つの基本政策とそれぞれに伴う28の施策を掲げ、この施策を遂行するため、横断的に事務事業計画を作成したところであります。事業の実施計画については、3年計画を検証して、3年のローリングしながら計画を実施いたします。

本町を取り巻く情勢は、特に少子高齢化の進行と人口減少、景気の低迷から雇用の悪化、後継者不足、国の財政、税収の落ち込みにより、地方においては厳しい財政状況になっております。こうした現状を踏まえ、施策の優先度評価を行い、六つの政策体系を構築して、重点施策として、28 施策ごとに現状と課題を明記して、5年間の基本計画を遂行するための事業の取り組み方針を立て、施策ごとに目標値などを明らかにして、地域住民、行政の役割分担をして、それぞれがまちづくりに参画をして、「みんなが主役、笑顔が広がる絆のまち」を目標に、一人一人がまちづくりに関心を持ち、まちづくりの推進役として担っていただけるように取り組んでいきたいと考えているところであります。

それでは、3番目の「住宅使用料の徴収」についてであります。

住宅使用料の滞納額につきましては、平成20年度824万8,000円、平成21年度が772万3,000円、平成22年度が787万5,000円となっており、滞納額は減少していない現状であります。

滞納者は16名で、このうち5名の滞納額が500万円であります。ほとんどの滞納者は、景気の低迷が続いているため、仕事がなく収入が確保できないことが、家賃滞納の原因であると考えております。

今後は、収入の少ない人たちには家賃の減免を検討していきたいと思っております。この減免については、町営住宅等管理条例第13条にありますが、運用規則がありませんので、新たに規則を制定したいと考えているところであります。また、家賃の支払いを催促しても、支払いのない人には、住宅の明け渡しを求めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長

再質問を許します。

6番、小林 功君。

○6番

それでは、行政評価システムの成果について、再質問を行います。

行政評価制度について今まで何度か質問しておりますが、非常にわかりづらい。制度が難しいのか、説明が難しいのかわかりませんが、制度の輪郭がぼやけて見えてこないというところであります。丸3年が経過しますが、町民のどのぐらいの方が、これは割合で結構ですが、この制度を理解されているとお考えでしょうか。町長と総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これについては、公表しました中で、そのものをご理解いただいたとは思っておりません。これによって、事業等にそれらの成果が伝わるような思いを、一つの形にしていきたい。それを続けていきたい。そのように考えておりますので、町民の何%がご理解をいただいているということはお答えできないと思っております。

細部については、総務課長より説明させます。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

行政評価については3年経過したわけで、昨年100事業を公表しておりますが、それについては、広報等と、あとインターネットで公開しているわけですが、町民の方にどのぐらい理解を得ているかということがございますが、うちの方でも確実な数字をつかんでおりませんので、数値的に答えは難しいのですが、今後、町民の方にこの制度をよく理解してもらうために、住民に広報とかいろいろな機会を通じまして、理解を深めてもらう努力をしたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

この3年間で2,500万円余りのお金を使って、さらに平成23年度の予算でも約230万円計上されております。この経費のほとんどがコンサルティング会社への委託料でございます。ちなみに、講師1人が1日柳津町に来て、約28万円の指導料を払うということでもあります。町長は常々最少の経費で最大の効果を上げると言っていますが、これらの経費が最少の経費なのか。また、最大の効果としてどのような効果を上げているのか、町民に対して情報の公開をし、説明責任を果たすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

6番議員にお答えいたします。

まさに、それは当然であると思っております。ですが、行政評価というものは、柳津町のこれから百年の大計の中にあると思っております。今すぐにその成果を発揮する、その中身もあると思います。ですが、将来これだけの人口が減り、また職員数も限定される中で、住民のサービスを徹底していくには、それぞれの職員の質を向上させ、そしてまた、わかりやすく住民にそれを説明していく、そういう能力を備えなければならない。そのためにも、この行政評価というものは、多分我々の中身の中でお互いが評価し合っても、専門的な精通した皆さんから指導を仰ぎながらやっていく、この手法は私は妥当性があると思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

先ほど総務課長の答弁にありました。確かに町はホームページで専門的な言葉で説明しております。ホームページの一部を私ちょっと2行ぐらい読みたいと思います。

「行政評価制度では、この体系上の「政策」「施策」「事務事業」について焦点を当て、マクロかつミクロの視点（事務事業は「個別評価」を実施、施策は「個別評価・相対評価」を実施）から評価を実施し……」とありますが、私はこれ何回読んでもなかなか理解できないわけです。こういったものをホームページにそのまま掲載したからといって、町の情報公開や説明責任を果たしたと言えるのかどうか。私は言えないと思うのですが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

6番議員にお答えいたします。

それらについては、内容的には町民の皆さんにはわかりづらいと思います。その辺をこれから皆さんの評価の中で、このような仕事の成果が出ていますよというような説明に変えながらやっていく必要があると思っております。

まさに今、議員がおただしのように、専門用語では住民の皆さんにはとらえにくいと思っております。それをわかりやすく説明するのが行政の役割であると思っておりますので、それらの説明については、今後検討をしながら、わかりやすく住民の皆さんに、そしてまた理

解をしていただくような手法をとっていきたい。そのように思っております。

○議長

補足して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今、町長から答弁ありましたように、確かにホームページに載せておりますのは、我々が使う行政用語が多いということで、小林議員が申されましたように、その中身については、町民の方が見たときに、具体的にどういうことを言っているのかなかなかわからないというご指摘を受けておりますので、私もそういうことを痛感しておりますので、今後については、町民の方が読んで理解できるという手法をとりまして、皆様にわかりやすくご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

行政評価制度を簡単に言えば、間違っていたら指摘をしていただきたいのですが、町が掲げる目標、ビジョンに向けて、それを実現するための手段、これを事務事業などといいます。こういったものを計画して、そしてその計画に基づいて実施をします。そして、その実施したものを振り返って評価をして、よかったのかな、これからどうすればいいのかなと、そういう評価の結果を次の計画に活かしていくということ。これを繰り返すということです。PDCAというらしいのですが、プラン、ドゥー、チェック、アクションということの略らしいのですが、これによって効率よく効果的な行政運営を目指していきましょうということだと思います。

この行政評価制度の導入は、先ほどの答弁にもありましたが、行財政改革推進委員会、この答申に基づいて役場内の会議で着手を決めたということです。柳津町で行政評価を行う事務事業と、事業の数は800事業とも1,000事業とも言われております。この事業を毎年評価をする。すると、職員の負担や拘束時間、これはかなりふえてくるということが予想されます。そのため超過勤務がふえたり、行政サービスが低下するというようなことが懸念されるところであり、本来、経費の節減、合理化を進める行政改革の推進委員会の趣旨からすると、本末転倒ではないかというような疑問が生じますが、その点どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

6番、小林議員にお答えいたします。

内容については総務課長に答弁をさせますが、まさに今、議員がおっしゃったように、経営トップに考えられることは、今議員がおっしゃった、まず計画、そしてまた実施、評価、そして改善と、この繰り返しであると思っております。そういった中で、やはり職員もそうですが、これから先のことを考えれば、大変厳しい、財政なくして安全なしの時代になると、そのように思っております。それらを構築していくには、大変大きな役割を担うわけでありますので、その持続可能な面には、一時、やはり皆さんで十二分にそれらの内容を集約してもらって、そしてまた勉強していただいて、町民のサービス徹底につながるような方法をしていきたいというのが行政評価の、私たちの思いもそこにあるということをご理解いただきたいと、そのように思っております。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させます。

○議長

補足答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今取り上げております行政評価、簡単に言えば、さっき議員がおっしゃいましたように、今役場でやっている仕事を、より効果的に効率よく仕事をするためにどうしたらいいかということでこの評価制度を導入したわけです。その導入することによって、経費がかかるのではないかと。また、そういった仕事があつて業務量も多くなるのだということが大変心配されるということですが、確かにそれは新たに始めるわけですので、事業の事務量というのは、これはついてくるわけです。

それで、先ほど議員がご質疑のように、それでは、我々が行政の事務の効率をして、それがかえって負担になるということでは、マイナス効果になっております。そういう意味合いにおいては、この評価制度事業が800とか1,000とありますが、去年も100事業、200ですか、265ということで一応評価しておりますが、今後については、評価の全部をやらなくてはならないのかという問題も出ています。ですので、今柳津町が事業を進める中で、これは今後見直しが必要だとか、そういう部分をよく検討しまして、事務量をなるべくその中で

絞り込みまして、経費の節減とか、そういうことも含めまして今後検討しながら、この業務をそんなに、事務事業を考えて負担とならないように検討してまいりたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

そうしますと事務事業全部でなくて、吟味をして、その中から幾つかを抽出してやるという可能性があるというような考えでよろしいわけですね。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

当初の計画はそういうことなのですが、やっぱり職員の人数も限られた人数でやっておりますので、その中身については、今後中身をよく精査して進めたいと思います。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

先日、町幹部の方々と行政評価制度の研修会を行いました。実際に行われている事務事業を振り返り評価をしてみたわけですが、我々議会は、その事業を廃止または統合、統廃合すべきであるという結論をその事業について出しました。しかし、研修会の閉会の町長のあいさつでは、廃止との結論が出たが、当該事業は非常に大切な事業でもあり、町民も喜んでいからやめることができないというお話がされたのを記憶しております。そこで私は、この制度の穴というか限界が見えたわけであります。というのは、これだけ時間をかけて、大金をかけて評価をしても、最後の最後に町長が別の判断をすれば、全く今までのことが無駄になってしまうのではないかというようなことを感じたわけであります。これは制度の根幹にかかわることでありますから、町長と総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

6番議員にお答えいたします。

今の質問に関しては、ちょっと誤解される面があるのではないかなと思っております。まさに、そういう手法、道具を使いながら、議員の皆さんとそういう検討を進められるというのは、行財政改革推進委員会が、皆さんの手法としてあったからこそ、そのような場所ができたわけであります。その中で議員の皆さんが、例えば子育て支援、そしてまた定住化の中で、一つの手法が違うのではないかということが起きる可能性があると思います。私の方では、定住化を進めるためには、子育て支援の中でこの政策はよろしいのではないか。その違いが出て、初めて、皆さんの廃止ということで、今度は見直しをしながら振り返って、次なる手法がそこで生まれたわけでありますので、その辺は議員もおただしあったのが、一歩進んだ経過になったのが本予算案の中に組み込まれて、そういうものを私は再確認をできたものと、そのように思っております。

そういった意味では、この手法、そして一つの道具として我々が一生懸命頑張った中で、精通した専門職の皆さんにそれをチェックしていただいて、これからの行政のあり方、そして職員のあり方、それらをただしながら進めていく、これはいい手法であると思っておりますので、その辺はご理解を賜りたいと思っております。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、小林議員から、町長と行政評価が違う場合どうするのだというご指摘ですが、我々は行政の事務職員として、各事務事業についてそれぞれの評価をしております。その中で、私たちは見直しとか、検討とか、拡大とか、そういったことで出します。

それで、町長は、皆さんご存じのように、4年に一遍、町民の信託を受けて町政の執行をするわけですが、その場合に、町長が自分が重点施策として町民にこういうことでやるということが出てきた場合、それは首長でありますので、町長の施策について、町長がそういう施策を持ってくれば、我々はその中で、ではいかに事業を進めるか。そういった経費も含めまして、それは検討するということになりまして、行政評価はその事業をいかにして効率よく進めていくか。そういったことを主眼に置いておりますので、今言われましたように、町長がそういう部分で、自分は教育とか農業とか、そういった部分で、事業をもっと拡大したいということになれば、それはそれなりに我々も事務事業評価の中で、どういうふうにすればいいかという手法を検討していく必要もあり得るということでございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

行政評価の手续の中で職員が行政評価を行います。事務事業の評価を行って、事務事業のマネジメントシートという一つの紙をつくります。この中には、職員の事業をやってみて、いろいろな反省、それからこうした方がいいという内容が入ってきているわけですが、このシートの内容に町長の判断というのは拘束されるものかどうか。これは町長のお考えなのですが、お答えいただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

6番議員にお答えします。

拘束はしません。それらについては、十二分に職員の皆さんの能力、そういったものを積み上げていただいて、それらを尊重しながらやっていきたい。その中に政策の一環として、子育て支援として、その手法が一つ、これは定住化に向かないのではないか。そういう中身を精査していただきまして、その中で、では、我々が子育て支援の中で定住化していくには、分割をしながら、例えば出産祝いをし、また、小学校の祝金として、中学校の祝金として、それぞれの子育てを応援していけば定住にもつながるのではないのかなど。そういうのが一つの評価であると、そのように思っておりますので、そういったことを積み上げていくのがこの手法である、道具であると理解をいただきたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

町長、私提案なのですがけれども、今ほど行政評価は職員の中で回して考えるというようなお話をされましたけれども、町職員と町民あるいは議会との間には、意識や感覚のずれというのは、少なからず私はあるのではないのかなと考えます。

ですから、先ほど言った、PDCA、プラン、ドゥー、チェック、アクションですか、このサイクル循環のいずれかの過程で、町民や議会あるいは第三者機関、こういったものの意見を聞く機会をぜひ設けていただきたいと、そのように考えますがいかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

行政評価制度とは、ビジョンを掲げながら、それぞれ企画、そしてまた実施、評価というタイミングをとっているわけでありますが、その中で一番大事なのは、主役は住民であります。住民のわからないところで行政が幾らやってもだめだと思っております。

やはり行政というものは、一番弱い立場の皆さんをどう皆さんで救っていくかということが基本理念でありますので、そういった意味では、この行政評価も町民の皆さんに理解できないものはすべてだめであると。そういった中では、団体の皆さん、そして町民の代表の皆さんに、ぜひ一角に加わっていただいて、多くの皆さんによって柳津町の持続可能なまちづくりに参画いただきたいと思います。その提案については、大歓迎いたします。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今ほど町長に大歓迎をしていただきましたので、ついでにもう一つ提案をさせていただきたいのですが、それは、この行政評価制度は、既に実施し終わった事務事業について行われるものですが、これから行う新規事業についても、この事業の目的であるとか、指標あるいは対象、意図、効果の予測をして、事業実施すべきか否かの判断材料とすれば、これはより効率的な、効果的な行政運営ができると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

当然そういったことはあると思います。それで、一番大事なのは、我々の町民の立場、そして行政の立場の中で話し合いをして、その評価の中にそれをどう判断できるかという指導を受ける方がいれば、なおその層の厚さというものがあると思っております。まさに今ご提案いただいたことは、これからやっていかなければならない重要なことであります。すべてが、ご提案をいただいたものは、丸飲みではありませんけれども、そういった手法の中でやっていく。そしてまた、皆さんから出したものをどう紹介いただいて、次の、他の目線から見て、柳津町はそれが妥当性があるのか、そういうものをチェックをしてもらいながら、進めていく、これは重要なことであると思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

この行政評価制度は、先ほど言った事務事業のマネジメントシートという、これをつくることが目的ではないわけであります。この事務事業のマネジメントシートの結果を、その後どのように行政運営に反映させ、生かしていくのかが何より大事なことだと思います。

今ほど、今回の議会にも上がりますけれども、進行計画や次年度の予算へ、これはどのように連動させていくのかというのが非常に気になるところであります。簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

事務事業評価につきましては、議員おっしゃいましたように、毎年評価しているわけです。それで、評価した分、大体のスケジュールですが、最終的には毎年9月に決算審査がありますので、事務事業についてもきちんと決算審査の段階までには評価をして、その内容を検討しまして、12月に予算編成時期に入りますので、検証した部分について、効果はどうだったのか、将来性はどうかということ、その部分について12月中にそういったものを進めて、来年度の予算に反映したいという手法で今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

この制度の構築に当たり、町民への説明責任というのをしっかりと果たして、決して中途半端に終わることがなく、かかった経費に見合う最大の効果を町民に報告できるようにしっかりと取り組んでいただくよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、2番、進行計画の策定に当たってであります。まず、町長は常々まちづくりに当たっては、情報の公開と町民の参加が必要であると。なくてはならないと言われておりますが、この点、私も全く同感であります。この振興計画は、町の基本的、総合的な経営方針となる、いわば町の屋台骨となる大変大切な計画であります。私は、計画策定の段階で、町民が深くかかわることの必要性というのを全員協議会でも申し上げておりました。そうしないと、まちづくりに町民参加といっても、ただでき上がった計画の押しつけになってしまい、町民のまちづくりに対する関心がなくなってしまうということが心配されたからであります。

また、まちづくりの主役である町民の意見が計画の基本になるのは当然であると私は考えます。計画策定の過程で、町民参加がどのように実現されたのかお尋ねいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員もおわかりのとおり、この振興計画に関しましては、基本計画、前期、後期、そういったことでやっているわけでありましたが、今回、第5次振興計画、10年のビジョンを示したわけでありまして。議員もおわかりのとおり、この委員の選考でありますけれども、それぞれ役職の会長が当たっているわけではありません。その中で推薦をいただいて、ぜひ振興計画にかかわっていただきたい。そしてまた、公募もしたこともあります。そういった中で、広く住民の皆さんの意見を集約しながら、それを反映していきたいと思っております。

そしてまた、この振興計画に関しましては、今ほどのいろいろな事業の策定をして、私の掲げた、「みんなが主役、笑顔が広がる絆のまち」ということで、今日までのハード面からソフト面にみんなが参画して町をつくろうと。そしてまた、つくろうとした、参画した喜び、そうしたものが笑顔になって、楽しみがふえて、きずなをしっかりとつないで、それぞれの地域社会を構築していこうと、そういうねらいであります。

その中で、主要になる六つの施策を掲げさせていただきました。そしてまた、そこから28のいろいろな施策をつくらせていただきましたが、政策、施策ということでそれらを示しながら、皆さんのご意見を反映できるように、そして、何回かの会を進めて、この策定に至ったところでありますので、これには住民の皆さんの声も入っていると、私はそう思っているところであります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今町長が言われました柳津町の将来像は、「みんなが主役、笑顔が広がる絆のまち」ということでありますが、私が知るところによりますと、計画策定過程で主役である一般町民が直接かかわったというのは、平成22年、去年6月になりますが、800名を対象に行った町民アンケートだと思っております。例えば、この柳津町の重要施策である産業の振興や雇用対策についてのアンケートであります、「あなたは町の産業面、医療、福祉、教育などま

ちづくりに関心はありますか」という、この1問だけです。関心があるかないかの問い、この1問だけであります。この答えを計画にどのように反映できたのかどうか、お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員、この問題に関してもそうですが、それぞれ団体の皆さんとは1年間の中でいろいろな、私を含めて担当課長、それぞれが問題の話し合い、そしてまた、課題の話し合いを詰めてきているわけであります。今お尋ねのように、確かにアンケートというのはそういうものであると、そのように思っておりますが、内容的には、やっぱりその代表者が振興計画の席上にいらっしゃいます。そういった課題を皆さんと共有した部分もあると、そのように認識しているところであります。そういった中で、その作業での、それ一つのアンケートでこれを作成したということではないと、そのように認識いただきたいと思います。

○議長

補足して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

この振興計画については、町民のアンケート調査ということで、満足度調査をしました。議員がおただしなのは、産業、教育、どのぐらい関心がありますかという一つの部分を挙げられたと思うのですが、あのアンケートの中身については、教育とか、福祉とか、いろいろな部門で、広報にもアンケートの集計結果をお知らせするわけですが、そこのある程度の満足度調査、そういったものを分析しまして、町長が先ほど申しあげました六つの施策を掲げまして、それをどういうふうにするかというところで、一応内部で検討しております。それを、振興計画審議会の皆様にお諮りして、審議をさせていただいて、今回の計画が策定されてありますが、先ほども行政評価の中で町民にどう理解してもらって、それをどう公開してまちづくりに反映していくかということもありますので、今回掲げました六つの施策の28項目については、毎年度アンケート調査を行いまして、それが皆様にどれぐらいの評価をいただいているかということを分析しまして、それをある程度年次事業計画の中で反映させていきたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

本当に直接的に町民の意見を聞いたアンケートでありました。このアンケートの答えなのですけれども、関心があると答えられた方が41%いらっしゃるのです、町民の中で。そして、どちらかといえば関心があるという方が43%いらっしゃって、合わせると84%の町民がこういったことに強い関心を持っているということでもあります。私はこの84%の関心ある町民の意見を引き出す努力を、ぜひしてほしかったと考えますけれども、その必要性というのはどのようにお考えですか。

○議長

町長。

○町長

6番議員にお答えいたします。

まさに町民の考え方、そしてなおさらこの振興計画というのは、第5次の策定で10年のビジョンを示す役割の重要性であります。そういった中で、そのぐらいのアンケートで、確かにそういったものを踏まえているのかと言われれば、大変疑問な点もあるかと思えます。そういった中で、今まで多くの団体長、そしてまた農業分野、商工分野、観光分野、そういった専門的な分野の皆さんもいらっしゃいます。青年会、婦人会、各層、各皆さんから聞き及んだものに対して、その振興計画に対して皆さんの意見を拝聴しているわけでありますので、それらを十二分に配慮しながら、これからは住民の皆さんが、この計画が絵にかいたもののような存在感にならないように、これは確かに町民、私たちの将来像だと言われるような、皆さんに説明をしていくのは当然であると思っておりますので、それらについてはこれからの我々の説明の仕方を十二分に試されると思っておりますので、それは考慮していきたい、そのように思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今後、基本計画や実施計画というのは、5年ないし3年という期間で見直しをしていくということですから、その都度、町民の声が反映されるような計画づくりというものに努力されるように要望していきたいと思えます。

この質問の最後になりますが、振興計画は自治体運営の基本でありますから、この計画に

ないものに予算をつけてしまえば、思いつきだとか、場当たりのだというような批判を受けることになります。これは私確認の意味でお伺いしますが、よほどのやむを得ない事情がある場合を除いては、本計画にないものに予算をつけるというようなことがないと理解してよろしいでしょうか。

○議長

町長。

○町長

6番議員にお答えいたします。

あくまでも私は、この振興計画に基づきながらやっていくということが基本姿勢であると思っております。ですが、社会環境の変化によって、そのときにしなくてはならない事態が起こり得る場合もございます。例えば政権交代によって、一つの資力の方向性が間違ったとか、今までの方向性とは逆になりましたというときには、その方向転換のために皆さんにわかりやすく説明しながら、その基本構想に基づきながら、こんなふうになりましたという姿を出しながら、それは柔軟に対応する面もあると。そのところは理解をいただきたい。あくまでも基本姿勢は、この振興計画にのっとりながらやっていく。そしてまた、社会環境の変化によって柔軟に対応しなくてはならない面は、それに応じながら、柱を動かさないうで枝を支え合う、出すというような思いを理解していただきたい、そのように思います。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

よほどやむを得ない場合であれば、仕方ないと私もそのように思います。

それでは、次の質問に移ります。

住宅使用料の徴収についてであります、これは非常に事務的な質問になりますので、担当課長と滞納整理の対策本部長に答弁をお願いしたいと思います。

去年12月議会同様、使用料の滞納についての質問であります。

滞納者には2とおりあります。これは12月にも申し上げましたが、収入も財産もなく、生活に困窮していて、納税したくてもできないというような滞納者と、それに対して、収入もある、財産もあるけれども、故意に納税をしない、ずるい滞納者というふうに分けて考える必要があるということでもあります。この見きわめというのが非常に大切であると同時に難しいわけでもありますけれども、私がこれから問題にしていくのは、故意に納税をしない、い

わゆるずるい滞納者についてであります。

町が徴収する徴税あるいは使用料の中で、保証人がついているというのは、この住宅使用料だけだと私は理解しております。使用料が支払われないときは、保証人がかわって支払わなければならない、町にとって比較的徴収しやすい使用料であると言えます。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたが、平成 22 年度においては、16 世帯で 787 万円の滞納金があるというような答弁でありました。そして、ほとんどの滞納者は収入も財産もない、生活に困窮しているというような答弁でありましたけれども、これは滞納している方々の預貯金やその他の財産等の調査を実施した結果に基づく答弁なのかどうかお答えください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、6 番議員にお答えいたします。

この 16 名につきましては、定期的に管理職を含めて、毎月月初めに徴収を行っております。また、住宅担当の者も週に何回か行っているわけなのですけれども、財産の状況までは調べておりませんが、私たち徴収の経過を見ますと、ほとんどない方が占めております。

○議長

副町長。

○副町長

滞納整理対策本部長ということでご質問ありましたので、私の方からも補足させていただきます。

対策本部としましては、12 月にも申し上げましたが、個別の使用料なり、税なり、滞納部分については相互関連が物すごく大きいものですから、1 人の方が複数滞納している場合が相当数を占めます。ですから、そういう部分に関しても、全体的に、横断的に内容の把握をしながら、徴収効果を上げるように、そして全庁的に動けるようにという立場で作成しているわけですが、その中でもこの部分につきましては、議員ご指摘のように、いろいろ保証人の問題とか、あとは本当に個人に収入がなくて、全く能力がない人なのかどうかというもののについての個別的な調査というのが、まだ進んでいない状況であります。担当者とか今課長から説明ありましたように、かなり事細かに催促はしている状況でございますが、その部分については、強制的にここの明け渡しとかということ、町長の答弁にも出ておりますが、そういうことをするに当たっては、当然そういう部分の調査というものが大前提になります

ので、早急に担当を含め、我々も努力しながらやっていくということを今確認しておりますので、税務の徴収員ですか、徴収員も今度は使用料等々に2名体制が整いましたので、そういう部分も含め、早急にその辺を詰めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今本部長がおっしゃいました財産調査というのは、私が一番最初に言った、2とおりの滞納者のどちらなのだという判断の上では、どうしても必要なことなんです。大切なことであります。これをやらないと、どういう対応をするのかというのが決まっていかなければなりません。ですから、まず第一番にやらなくてはいけないことがそこであって、それをやっていないということになると、非常に私は問題だと思います。

すぐにでも実施していただくということを約束いただいて、次の質問に移りますが、答弁の中で、収入のない人には家賃の減免を検討するとありましたけれども、保証人に対する催告とか催促とか強制執行もしないで、家賃を減免する、免除するというのはどういうことなのか。保証人がかわって支払わなければならないのではないかと思いますけれども、どのようにお考えなのですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

減免の件でございますが、実際の保証人の関係なのですが、保証人が死亡してしまって、現在保証人がいない。私の方でも保証人を見つけてくださいということを催促はしております。しかし、このように滞納額が大きい人に保証人になる人はおりません。

それで、今、議員がおっしゃった減免の件でございますが、減免につきましては、いろいろな条件があります。一つが、収入が著しく低額であるとき。二つ目として、病気にかかっているとき。三つとして、災害により著しく損害を受けたとき、その他前各号に準ずる特別の事情があるときと、四つの条件があります。このうち収入が著しく低額である人と病気にかかっているという人が該当になる部分につきましては、これから庁内で検討していきたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今、課長のおっしゃった対応については、やはり財産調査をした後ということになりますので、ちょっと順を追って質問していきたいと思います。保証人の件も後で質問します。

保証人については、この住宅使用料の保証人は連帯保証人であると承知しております。連帯保証人の場合は、どういう保証なのかということをお調べしてみました。法的に言えば、極端な話、滞納者より先に請求ができる。滞納者に請求する前に、連帯保証人に真っ直ぐ請求ができる。さらに、滞納者の財産を差し押さえ、強制執行する前に、連帯保証人の財産に直接差し押さえをして強制執行もできるという、非常に滞納者と連帯保証人の法的地位というのはイコール、一緒に近いのです。非常に債務の担保力としては強い保証形態であると言えるわけなのです。この保証人に対して、町は今までどのような対応をとってこられたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

保証人につきましては、滞納者の連帯保証人ということで督促状を発行しておりました。しかし、保証人から何も来ていないのが現状でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

先ほど、連帯保証人がついていない賃借人というのは、私ちょっと調べましたら、12名いると聞いております。先ほど亡くなられたというようなことがありましたけれども、理由はどうあれ、この状態を放置することによって、他の賃借人との公平性が保てるのかということをお聞きしたいと思います。これは、町の条例、規則には、必ず保証人はつけなくてはいけないよと。新たに住宅を借りる人については、保証人がなければだめだと言っている建前上、公平性が保たれているのかどうか、これをちょっとお答えください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問でございますが、公平性は保たれているとは思っておりません。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

それでは、今後どうするかという話ですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

うちの住宅担当課だけではなく、庁内滞納整理本部等の、この問題を出しまして、この辺を今後詰めていきたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

少し話を進めますと、柳津町の町営住宅等管理条例というものがございます。この38条では、住宅の明け渡し請求と、先ほど答弁の中に少し出ましたけれども、定めているわけです。その第1項第3号には、家賃を3カ月以上滞納したときには明け渡しを求めなければならないというような内容でございますけれども、今まで明け渡しを求めたことというのはあるわけですか、お答えください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

明け渡しの請求はまだやっておりません。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

保証人の件と、今こういう明け渡しに関することも、すべて条例規則に定められていることとあります。町としては、自治体はやっぱりコンプライアンスということが一番今問われている中で、こういった状況はやはりまずいと私は思うわけです。ですから、なるべく早い時期にこういった状況を解消していただきたいと思います。

そして、さらに気になったのは、答弁で、滞納者が5名で500万円の滞納額があるということですが、平均100万円ですよ。1カ月当たりの家賃から割ると、10年近くぐらいた

だで町営住宅に住んでいるというようなことになると思うのですけれども、滞納者も連帯保証人も二、三カ月分の家賃ならともかく、10年分の家賃100万円を支払えと言われても、なかなか支払えるものではないと思うのです。ここまで滞納家賃を大きく膨らませたということについては、町の責任等というのはどうですか、感じられますか。お答えください。

○議長

町長。

○町長

6番議員にお答えいたします。

それらについてですが、事務手続上、これは遺憾であると思っております。

そして、その前に小林議員にも理解いただきたいのは、行政の継続性、持続性、そういったものがあるわけであります。裏の中には、やはりここまで来たというのは、ごく最近ではすべて保証人もつけております。ですが、随分と長い年月の中でこのような事態が発生しております。ですが、年度を超えても、今このような事態が発生しているということは、現町長がそういったものをすべて掌握しなければならない状態にあると私は認識しております。そういった意味で、行政というものは継続していかななくてはならない。自分だけがよければいいという、その任期中のことではない、そのように思っております。これらについては、重く受けとめて、ここに書かれているのは、いろいろな状況を判断して、やることをやって、そしてその皆さんには明け渡しをお願いしたいということをも明記したわけでありますので、それらについては努力をしてまいりたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

住宅使用料、このとおりであります。また、簡易水道の使用料においても、今回の本会議に簡易水道の使用料の減額補正、これが水道使用料として185万円出てきております。こういった形で特別会計に不足が生じていけば、一般会計からの繰り入れ、あるいは水道使用料の値上げということになるわけです。そうしますと、またいずれも、まじめな善良な納税者にその滞納者が滞納した未納分を補てんさせてしまうということになるわけですから、これは十分町には対応をとっていただきたいと、そのように思います。

最後になります。税金の徴収においては、先ほど本部長から話がありましたが、会津地域地方税滞納整理機構ということで、共同徴収によって収納率を上げてきているということで

あります。

そんな中、この使用料については、徴収能力というものが、格差が広がり、町民に不公平感や不信感が広まってくるということが一番心配されることであります。このことについて、本部長はどのようにお考えになっていますか。

○議長

副町長。

○副町長

お答えいたしたいと思います。

今申し上げました会津振興局を中心とした整理機構でございますが、これは県のノウハウとか人材とかを入れまして、非常に効果が出ていると私も感じております。ですから、このノウハウを切らすことなく、継続的に、そして横断的に、こういう住宅使用料とか水道料とかの部分まで、先に申し上げておきますが、今は町民税とか税が主体で動いているわけでございますが、滞納者というのはどうしても先ほど申し上げましたように、一つの税を滞納していると、使用料までも滞納しているという例がほとんどでございます。特に大口の滞納者はそういう傾向にあると私は思っております。

ですから、先ほど申し上げましたが、そういうやり方、手法というのを、今までは、いわゆる納付書を発布すれば、あとは自動的に入ってくるんだよという時代が長かった、そういうような徴収形態が多かったというのを、先ほど町長が答弁しましたように、そのタイミングを少しずらしてしまったのかなと思っております。ですから、もっと早くこういう事態をとらえてやっていたら、ここまでは来なかったのかという反省ももちろんあるのですが、遅過ぎるということではございませんので、とにかく今申し上げましたような手法を、今の徴収部門を、できるだけ統一化を図ってまいりたいなという考えを一部持っております。

それはどういうことかといいますと、今使用料につきましては、出しているように、賦課部門から徴収まで全部原課が行っているのが実態でございますが、徴収につきましては、例えば税務班なら税務班に徴収専門員を2人置いておりますので、その部分にデータ等を共有しまして、そこで総括的に徴収に動けるような連携と体制を新年度からは確立していけるような内容を考えているところでございます。ですから、今までどうしても横の連絡というのがなかなか、本部等々での連携はしていたのですけれども、そういうのをもう少し前進させながら、今ご指摘ありました、いわゆる保証人への請求とか、財産の調査だとか、そういう部門につきましても、今までの整理機構の手法等々を生かしながら、使用料等々にもやっ

てまいりたいという考えでございます。以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

こんなに細かく厳しい質問をするのは、今後の町政運営に大きな影響を与える問題であるということだからであります。税収の確保と税負担の公平性の確保、これこそやはり住みよい柳津町をつくっていく基本であると考えております。

今後は、法令、条例、規則、こういったものを遵守しながら、適正に徴収事務を行っていただくように強く要望いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長

答弁はよろしいですか。（「結構です」の声あり）

○議長

これをもって、6番、小林 功君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。

再開を午後2時20分といたします。（午後2時09分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後2時20分）

◇ ◇ ◇

○議長

次に、荒明正一君の登壇を許します。

7番、荒明正一君。

○7番（登壇）

4点について通告しておきましたので、4点について質問いたします。

「教育と読書」について

現在の教育における設備的環境は極めて恵まれた時代です。しかし、子供が教育を受け育っていく状況と、それに毎日接していく先生方の心境を考えると、読書の必要性と重要性を感じますが、その見解を伺います。

二つ、「人口減少と福祉施設の建設」について

町の人口減少はとどまるところ知らず、すべての面に大きな影響を及ぼしております。そのペースを少しでも遅くするためにも、特老等の建設を急ぐべきと思うが、現状の認識はどのようなものか伺います。

三つ目、「町民バス運行上の安全確保と責任」について

西山から柳津までの町民バスの運行が始まって、はや1年が過ぎようとしていますが、その中で、特に冬期間のなだれによる危険や万が一の影響による責任を考えたとき、その解消に万全を期するべきと思うが、その見解を伺います。

四つ目、「消防団の現状と今後のあり方」について

少子高齢化の中で消防団は極めて厳しい運営がなされている現状です。春、秋の検閲等を見て、どのような認識と今後の対策を持っておられるか見解を伺います。以上であります。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

それでは、7番荒明議員のご質問に答弁させていただきます。

「教育と読書」についてでありますけれども、子供の読書活動は、子供が新しい世界を知り、言葉を学ぶとともに、豊かな人間性や創造性を培うなど、生きる力をはぐくむ上で極めて大切なものであり、子供の成長にとって欠くことのできないものであると思っております。しかし、一方では、テレビ、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達、普及や、子供の生活環境の変化により、子供の読書離れ、活字離れが指摘されております。

柳津町教育委員会では、学校図書、公民館図書の整備充実と、子供の読書活動の充実を教育の重点施策の中に掲げ、読書活動の推進に努めております。学校図書、公民館図書の整備については、光をそそぐ交付金が交付されることとなりますけれども、その交付金を活用した図書の購入と臨時職員の配置を通して、より一層の読書環境の整備充実を図っていきたいと考えております。

また、読書活動の充実については、学校における朝の読書時間などが設定されておりますが、そういうものや、放課後子ども教室における読み聞かせ活動、あるいは昔語り講習会が今回開催されましたが、そういうものを通して、読書の場の設定や読書指導により子供の読書への関心を高め、積極的に読書に取り組もうとする態度の育成に努めていきたいと思っております。

○議長

同じく、答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、7番、荒明議員にお答えいたします。

まず、2点目ではありますが、「人口減少と福祉施設の建設」についてであります。

町の高齢化率は3月1日現在で36.56%になっており、徐々に高くなってきております。それに伴い、高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯がふえてきており、高齢者が高齢者を介護する老老介護がふえ、在宅での介護が難しくなっている現状でもあります。今後、さらにこの状況が進むものと考えられます。

現在、特別養護老人ホーム等の入所施設は、どの市町村の施設においても満員の状態で、待機者が軒並みふえてきておるところであります。

我が町の「特別養護老人ホーム・福柳苑」においても、入居待ちの待機者が、3月1日現在で148名いらっしゃいます。その中で、町民の方が56名になっております。今後、何らかの入所施設の整備が急務となっております。

町においては、第5次柳津町高齢者福祉計画、第4次柳津町介護保険事業計画に基づき、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス等各種介護保険サービスを、社会福祉法人が中心となり実施していますが、平成23年度が計画期間3カ年の最終年度になっております。平成23年度中に次期計画を策定することとなっております。現在、国から示されている計画策定の基礎資料となる町民へのニーズ調査を実施すべく、作業を行っております。計画策定に当たっては、介護保険事業計画等検討委員会において、現計画の実績をもとに、必要な在宅サービスや施設の整備について審議をいただいて、次期計画に反映することとなっているところであります。

なお、介護保険料は計画期間に合わせて3カ年ごとに設定されており、在宅サービスや施設サービスを新たに整備することに伴い、介護保険料も増額となり、町民の負担も増加しますので、それらを踏まえた上で十分に検討する必要があると思っております。慎重に整備計画を進めていかなければならないと、そのような考えを持ち合わせているところであります。

それでは、3番目の「町民バスの運行上の安全確保と責任」についてであります。

町民バスは、本年度から各集落、本庁支所間を朝のスクールバス、日中の路線バスとして、平日4往復、土曜日2往復の9路線を運行しております。運行計画については、地域交通検

討委員会の皆様に協議をお願いして、現在の運行に至っておるところであります。

柳津町は、議員もご承知のように、集落が点在し、地形的にも平坦地が少ない山間地が多く、運行には大変苦慮しているところでもあります。議員ご指摘のように、バスの運行には安全を第一に考え運行しております。ことしの豪雪時には、一部運行に支障を来しましたが、大きな混乱もなく運行できました。特にこれからは雪崩が心配されます。特に高森線などは雪崩の心配がありますので、2月に地域振興課で道路沿いの傾斜地ののり面の除雪を行っておったところでもあります。

今後も道路の状況を確認しながら、雪崩の危険箇所については除雪を行い、町民バス運行の安全対策に万全を期したいと考えているところでもあります。

4番目の「消防団の現状と今後のあり方」についてであります。

消防団の組織につきましては、団長指揮のもとに、本部、分団により構成されております。現在の定数は300名ですが、264名と定数に満たない状況になっております。団員の確保、組織の強化については、少子高齢化、社会構造の変化によって大変苦慮しているところでもあります。

災害が発生した場合には、消防団に出動を要請して、被害の拡大防止、災害復旧、未然防止などの役割は大変重要であると認識しているところでもあります。緊急時に課題として団員の多くが町外の職場に勤務をしておりますので、火災、災害時の対応など、消防の組織体制について、団の組織等検討委員会で協議を重ねております。

その中で、機能別団員制度の調査、退団者を含めた入団可能者の対策、日中の運転手団員の確保など検討協議をしておりますが、現時点では基本的には第5分団体制の中で体制を整備していく方向となっております。

地域の自主防災体制については、地区住民の初動的な対応が重要でありますので、町防災訓練において、消火器、消火栓による消火訓練を取り入れて行っているところでもあります。少子高齢化が進む中で、防災対策は大変重要でありますので、町としても消防団員の確保、組織の体制づくりに、消防団と協議を重ねて努力してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長

再質問を認めます。

7番、荒明正一君。

○7番

最初の答弁書をもらっておりますので、これに関連した質問を、まずさせていただきたいと思っております。

答弁書の真ん中時分に、「テレビ、インターネット等さまざまな情報メディアの発達、普及や子供の生活環境の変化により、子供の読書離れ、活字離れが指摘されている」という答弁があったわけでありますが、私はこれに加えて最も重要なことは、人間離れ、心離れが進んでいるのではないのかなということをつくづく最近の新聞、テレビ等の報道を見ていると、感じるわけでありまして。そういうことからしますと、問題は、教育とは何を目的としてやっているのだと。それは、行政サイドの教育ということと、我々が受ける側の教育ということの関係もあるかと思うのですけれども、そういうことからしますと、目的が何なのか。最近の新聞報道でも、大学生が事件を起こしているというようなことが続けてあったような記憶があるわけですね。そういうことからしますと、お互いに受ける方も受けさせる方も、人間離れ、心離れが進んでいるのではないのかなと私は思っているわけですね、この辺の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

今、荒明議員からお話のありました人間離れ、心離れという、いろいろな事件等を見ますと、そういうことが見られるかと思っております。

教育の目的は何なのかということですが、教育基本法にも書いてあるとおり、全人格の発達を促すということですので、全人格ですから、一つは心の問題があるわけですね。それからもう一つは、体力があります。そして、もちろん学力、知力がある。それらを今文部科学省では「生きる力」と申しているわけでありましてけれども、すべてのそういう力を育てていくというのが教育の目的であろうと思っておりますし、どうも現在、ややもすると学力ということがクローズアップされて、福島県内でも子供の学力が低下しているのではないかということで、随分そういうお話もありまして、せんだっての県の教育長会議の中においても、その話が随分取り上げられたのですが、私はそうではなくて、心と、それから体と、あとは学力と、この三つがバランスよく育っていかねば、子供にとっては不幸になるだろうと思っております。

そこで、大学受験の話もありましたけれども、インターネットあるいはゲーム等がありま

すよね。そういうものと、それは疑似体験、いわゆる架空の体験でありまして、実体験とか何かではないものですから、そして、人間同士のつながりでの体験ではないものですから、ある意味においては、やはり子供の人格を損ねるということも考えられると思います。かといって、では、インターネットはだめなのかとか、そうではないです。これは今の世の中に絶対に必要なこと、必要な状況でありますので、そういうものも必要なのでありますけれども、やはり学校教育、あるいは幼児教育とか、そういうところにおいては、もっといろいろな実体験、体験的な活動をどんどんさせることが必要だろうと思います。

その中の一つが読書であります。やはり昔の子供は、おじいちゃん、おばあちゃん、あるいはお母さんなどからお話を聞いたりして育ってきて、そしていろいろなメディアがなかったものですから、一番の最初のメディアは本でありますので、その本に飛びついたのであると思うのですが、今はそうではなくて、いろいろなものがあるおかげで、子供たちはその別の方向にもいっているということでもあります。そういう意味で、国や県の方でも子どもの読書活動推進計画をつくって、今力を入れております。市町村においても、できればそういう計画も必要ではないかと言われて、努力義務にはなっているのですけれども、今後とも柳津町でもそういうことは考えていきたいと思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

そういうことからしますと、読書をするといっても、いろいろな読み方があると思うのです。どういう本を読むのかと。この前、京都大学か、大学試験のときに不正があつて、最後はつかまってしまったわけですが、そういうことからしますと、習っている方が何のためにやっているのかと。大学、学歴をとるためにやっているのか。将来出世するためにやっているのかというようなことを考えますと、知識だけでは世の中生きていけないはずなんです、実際のところ。そうしますと、吸収した本、あるいは勉強したものをいかに自分の将来のためになるのかということをも自分の中で、心の中で消化する力、私は最近「消化力」という名前をつけたのですけれども、消化する力を養っていくのが必要ではないのかなと。

教育長がさっき言われたように、テレビ等々の、それはだめといたって実際にあるわけですから、問題はそれをいい方向に行くためには、自分自身がどうしなければならないかということ、小学校の高学年になれば、大体わかってくるはずだと思うのです。私が子供のころとは、天地雲泥の差の高い学力、知識を持っているはずですから、問題はその知識をい

かにいい方向に、自分の血肉としてやっていくかという、その消化力が必要ではないか。

そういうことから考えますと、歴史といったって私も余りわかりませんが、韓国の金大中とか、南アフリカのマンデラ大統領なんかは、それは厳しい、いじめなんていうものではない体験をしているわけです。そういう特別有名な人でなくても、そういう本を先生方が読んで、それを子供にわかりやすく伝えるというようなことも必要ではないのかなと。何でそういうことを言うかといいますと、先生方が、休んでいる理由はともかく、全国だと思えるのですが、6万人休んでいるというお話を伺ったわけです。その中で5,800人は精神的にぐあいが悪いと。おれみたいだなんていうと、おかしいけれど。そういうこともあるんだけれども、そういうことを乗り越えていくためには、苦勞をして、それを乗り越えてきた人の体験談を先生方が読んで、あるいは何かの形で生徒にも読んでいただくような方策も必要ではないのかなと思うのですが、どうですか。

○議長

教育長。

○教育長

読書については、子供が生まれたときからずっといきますけれども、最初はお父さん、お母さんのいろいろなお話から始まって行って、絵本などを見たりします。何で本がいいかというのは、本は、読んで、それから自分で、絵本の場合には絵がありますけれども、普通の本の場合には絵がありませんから、自分で想像するんです。だから、読書はいい。ところが、テレビとか何かは映像がパンと来ますから、それ以上の想像は膨らまない。自分の考えが入っていかない。見たままということであります。ですから、活字というのはすごくいいのだなということで、そういう意味で、子供たち、小さいときから本に親しむ、そういう習慣をつくるということが極めて大切。それが、子供たちの豊かな心を育てることになります。そういう意味では、読書は極めて大切なのであります。

先生方に、では、読書を進める、先生方も多分読んでいるかと思しますので、先生方はわかっていることがあると思えますけれども、やはり私ども行政の側から考えるときは二つ考えなくてはいけない。

一つは、読書環境をどう整えてやるかということだと思います。本がないのに、本を読めと言っても仕方がない。もちろん、個人で買うこともありますけれども、やっぱりできるだけ学校図書あるいは公民館の図書館をきちんと整備することが必要だと。ところが、財政の問題もありまして、なかなかできません。今度、来年度に100万円ずつ図書を買えることに

なりましたので、その整備をしたいと。それから、もう一つは、整備された図書館をきちんと整理して、図書の整理とか何かをする。そのためには、臨時職員が入りますので、その臨時職員にやっていただくようにしたいと。このようにして、図書環境を整備する。

もう一つは、子供たちにどうやって本を読ませるか、これが難しいのでありますけれども、学校の中では、国語の時間が一番図書のかかわりが多い、読書が多いわけですがけれども、そのほかにも言語活動の充実、言語活動を重視するということで、新しい学習指導要領ではそれがありません。つまり、言語、話したりすることですね。そのためには、いろいろ読まなければならない。そういうことを通して、今力を入れていますので、単に国語以外の教科においても、言語活動を重視するということをやっていますので、そういうことを含めて、各学校でいろいろな取り組みをしていただきたいと思います。朝の読書時間も一つの取り組みだろうと思います。

それから、公民館においては、先ほどお話ししましたように、放課後子ども教室等で読み聞かせもやっています。そういうことで、子供たちに読み聞かせをしたいと。

あと、昔語りと書いてあるのは何かというと、小さい子供たちにいろいろなお話をしてあげるといって、そういう技術を身につけたいという人たちが集まって、今講習会、3回ほど開くことになってはいますがけれども、それも一つの大切なことかなということ、そういうことで、子供たちにそういう読書活動をどんどんさせるようにしたいと。

なお、教員のいろいろな問題については話が違ふのでありますけれども、教員に対しても、子供たちに指導するためには、やはりいろいろな本を見ていただきたい。そして、あと子供たちにいろいろ薦めてほしいということでもあります。

ちなみに、子供たちが本を読むきっかけは、自分からではなくて、まず、大人たちが働きかけることが大事でありますので、小さいときは、そういうことから進めていきたいと思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

やっぱり子供のときに読んだ本、あるいは先生の影響というのは非常に大きいと思うのです。いい、悪いは別にして。それを大人になったときにちゃんとした解釈ができる、読み取ることができる、そのために読書が必要だと。それは私も、私たちの体験は大したことではないのですが、私も常にそうだと思っている、実際に。私がこんなになったのは、中学

2年ごろから、今から言えば、道路なんていう道路はない。道端と言っていた。そういう状況になっていた。これは何でおかしいんだ、こんなの何でおら方ばかりこんな形になって、それが結局、本というと、漫画本は嫌いだったから読まなかったんですけども、私が読んだのは週刊スポーツとか週刊明星とか、ある程度年をとって読んだのは、誠実な生き方はどうするんだ、どういうことなんだというようなことを読んだりした。それからずっと来て、中学校のときに影響を受けたそのままでなくて、途中から、それを今申し上げた消化力がついたのかどうかまではわからないですけども、そういう影響があって今に至っているというようなことから考えますと、どういう本を読むか、どういう先生と会うかということは、非常に大きな意味があると思うのです。

先生が我が事教える、詰め込むためにやっているのではないんだけど、その中でその先生の、今の言葉で言えば魅力と言った方がいいのかな、そういうことで影響があるということを考えますと、先生が実際に自分が体験したり、あるいはそういう体験したような話を聞いて、子供にわかりやすく教えていくような努力も必要ではないのかなと思っているわけでありませう。

なぜかといいますと、いじめとか、今はいじめと言ったって、おれも余りよくわからないですけども、そういう人たちは必ず苦節を乗り越えてきていることが非常に多いのです。いじめなんかもそうだし、この前、大学上がってから悪いことやったみたいな話、報道があるのですけども、そういうことではないです。それを乗り越えていった人が、大学受験で何回も落ちて、最後に上がって、やっていった人が勝ったと。そこはやっぱり成功しているということも大いにあるわけでありませうから、今教育長が言われたことも当然わかりませうが、そういうこととあわせて、そういう読書の姿勢といいますか、読書の姿といいますか、子供に対する最後の教育は、私は教育というのは1人だと思っていますから、一人一人をどうするかと。それが教育だと基本的には思っております。そうなった場合には、自分自身が、子供自身が生きなければならないわけです。いじめは悪いに決まっているんです。そうだけれども、別な意味で、そのいじめに匹敵するような苦勞をしていかないと、本当の人間としての成長はないのではないのかなというふうに、今最近のいろいろなテレビ、新聞等の情報を見ていると……、だから、教育を受ける、学校に行く目的は何なのかということに疑問に最近思っていたものですから、こういうテーマの質問をしたわけでありませうが、そういう意味におきまして、昔から見れば、私たち子供のころから見れば、苦勞、実は同じなんです。それはそうだ。中身が違ふ。私たちと同じ苦勞をしろと言ったって、できないんです、それ

は当然。環境が変わっているわけだから。しかしながら、それにかわる苦勞、悩み、それら乗り越えるということは、どこかで教えていく必要があるのではないかと。そういう意味において、私は先ほど申し上げた、苦勞、苦難を乗り越えた人の話を先生が聞いたり、あるいはそこをわかりやすく教えるために、わかりやすくするのをどうするか、それを私は消化力という名前をつけたんだけど、そうではないのかなと思いますので、その辺の考え方をお願いしたいと思っております。

○議長

教育長。

○教育長

よい本を読ませるといのは、すごく大切なことです。ですから、どういう本、これから各学校 100 万円ずつ図書を買えるわけですから、公民館もそうですけれども、よい本を選ぶようにはもちろんしたいと思えます。特に伝記等は今余り読まないんだらうと思えますが、私のころは伝記をよく読みました。いろいろな有名な方とか偉人の方の、そういうものを読んで生き方を学んだということがありますので、そういうものなども十分に進めたいと思えますし、なお、学校の方に対しても、本を選定するときには十分考えて、その本を選定してほしいと。ただ単に子供の興味、関心だけではなくて、そういういろいろなよい本、内容的にすばらしい本を選んでほしいということを考えていると思っております。

○議長

7 番、荒明正一君。

○7 番

読書を通じて学ぶことが、私も思ったのですが、いろいろな本を読みますと、これから自分が生きていく上においての必要とする信念を持つことになる、そういうことがあると思うのです。だから、おまえ、何を信念としているのだと言ったら、この前あるところに行って、これは私が考えたことではないのですけれども、これは福沢諭吉さんだ、世の中で一番尊いことは、人のために奉仕して、決して恩を着せないことであると。あるいは、世の中で一番悲しいことは、うそをつくことであるというようなことがあるわけです。私も全くそのとおりだと思います。私は、基本的には、信念として、選挙においては絶対、ほかがどうこうというより、私は買収選挙はしない。それはなぜかというところ……。

○議長

荒明議員、発言に気をつけてください。議場ですから。今の発言は取り消しをしていただ

かないと困ります。

○7番

では、それは私の……、私が考えて言おうとしていることと合っていないから、そうなるんだらうと思いますが、それはわかりました。それは取り消しておきたいと思います。ここで何か言ったって、仕方がありませんから。

そういうこと、いろいろなそういう本を読むことによって、自分のこれからの信念と、生きる上で必要な信念というものを確立することができるのだらうと私は思っております。そういう意味におきまして、これからも、先ほどるる教育長の方から答弁があったわけですが、この分についてはこれで終わりたいと思います。少なくとも教育は、あくまでも本を、子供を幸福にするためにあるのだというようなことでありますので、今後も十分、読書、本あるいは教育について、さらに努力をお願いしたいものだなと思います。

次に移ります。

二つ目の人口減少と福祉施設の建設について。これ、先ほど答弁書をもらったわけですが、この件に関しましては、私が調査して本当はやるべきところを、ちゃんと報告してもらったような感じで答弁書をいただいて、その点においてはよかったと思います。しかしながら、私がここで言おうとしていることは、パーセントとかそういうことではなくて、人口が減っている理由は何なのかということ考えた場合に、今、柳津町で最も重要、大事なことは、どうしようもないのは、人口減少と雇用問題だと私は思っております。

先ほどの施政方針にもあったように、経済が厳しいから雇用がないのだというような話があったかと思うのですけれども、では、景気がよくなれば柳津町に雇用ができるのかと。そんな簡単にはいかないはずです。そういう意味からすると、福祉施設、特老等の建設は、急を要する問題であると、そういう意味において。何人ぐらい必要だということは、特別養護老人ホーム、福柳苑を考えてみますと、それらについては課長さんたちの方がよくわかっているわけですから、こっちから申し上げませんが、それだけの雇用が生まれるということは間違いないと思うのです。

それと同時に、この話は私も何回も取り上げております。それは、西山にやったらどうだというような話も、私もこの場で何回か質問しております。また、同僚議員も同じような質問をされたことがあったように記憶しておりますが、そういう中であって、いまだに計画から言うと、ことしから施設を使うような状態にしなければならないという計画があったと聞いているのですけれども、今になっても何の芽も花も出てこないというのは、何が原因でこ

うなっているのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

それでは、7番議員にお答えいたします。

人口減少でありますけれども、この36.56%というのは、柳津町の現在の数字でありますけれども、これは40年後の日本の数字でもあります。40年後はまさに36%、このぐらいの人口減少、高齢化率が、日本がこの数字になるということです。ですから、今の柳津町の現状が、40年後の日本の姿だということが想定された場合、大変これからの日本という、また、我々柳津町としてどのような状態になっているのかなと心配されるところであります。

まさに議員が言うとおりの、人口減少は雇用の場、これは大切であります。そしてまた、今少子高齢化で1組の夫婦が、それこそ1人生まないような状況になっているわけであります。これらを踏まえれば、全世界で日本だけが人口減少をたどっている国であります。あと諸外国はすべて人口増加の一途をたどっているわけでありますので、将来を危惧するのは当然であると、そのように思っております。

その中で、今議員がおただしの、我々の方で策定した、特老関係ではありませんけれども、老人施設、これはグループホームという方法の一つがありました。これらにつきましては、皆さん当然おわかりのように、入所すれば大変高額なお金がかかる施設であります。そしてまた、これらについてはいろいろな制約があって、大変な事情があるわけでありますので、それらについては担当課長より説明をさせたいと思っております。

そしてまた、後段のことですが、これからの将来を考えれば、やはり皆さんが適切な金額で入れるような特老の施設というのが一番よろしいのではないのかなと私も思っているところであります。これらにつきましては、福柳苑のような施設ができれば、雇用体制は30人から40人が新たに生まれるわけありますので、それらについても十二分に計画をして、検討して、そしてまた1人当たりの、これらに対しての負担、そういったものを踏まえて、将来を見据えてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長

補足答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

それでは、補足説明いたします。

今、議員おただしの内容等については、第4期の部分で進めていた内容等であります。これは平成21年から平成23年までの分ではありますが、町長からも説明ありましたように、当初、この4期の中でいろいろ検討を進めていたわけでありまして、これらについても介護保険事業の計画等の検討委員会というところがありまして、それらの中でもいろいろ進めていたところでありまして、グループホーム関係のみで設備をすると、やはり今町長が話しましたように、費用負担が大変多くなるということで、これらについての費用が、平均、月大体13万円ぐらいの高額になってしまうということもありまして、これらについては第4期の中で事業計画をもう一度見直して、第4期の最終年度の平成23年度において、いろいろ検討を進めていきたいと。その中で、第5期の中において、それらの内容等も含めながら、福祉施設の考え方をはっきり示していきたいという考え方を持っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

私の方から言いますと、まず副町長にも聞いたことがあるのですが、ことしからそれを活用するようにするのだというような話も聞いたことがあるのですが、それにしても、検討しなければならないことは当然私もわかりますが、余りにもおくられているのではないのかなど。何をどのように検討されているのか、わからないのではないのかなど思うのです。福柳苑のような形式の特老の建設は考えていないという理解でいいのですか。福柳苑と同じような形態、農協が入った形態というようなことは考えていないと。あくまでも民間がやるというような話と、どっちの方向に進んでいるのかということをお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

議員おただしの内容等についてであります。これらについても、今ほどお話ししましたように、第4期の分で平成21年から平成23年ということでありまして、第5期の内容等では、平成24年から平成26年という中でありまして、これらの中での部分であります。

福柳苑というような今話が出てきました。特別養護老人ホームであります。これらの内容等も含めまして、いろいろな施設等の考え方があります。これらの施設の考えのもとで、介護保険事業計画等検討委員会等の中でいろいろお話を出させていただいた中で、詰めていくと。先ほどもお話をしましたように、今回、アンケート調査関係等も今準備を進めているところであります。これらについてアンケートをしていただいた中で、柳津町にどのような介護、高齢者福祉施設が必要かというようなことを踏まえながら事業を進めていくということでの計画をつけていきたいという考え方を持っております。これらについては、平成 23 年度中に何とかそれらの考え方を皆さんに示していきたいという考え方を持っております。

○議長

7 番、荒明正一君。

○7 番

若い人が残らないということは、結局のところ、職場がないから行くんです。最近、ある方に聞いたら、昔役場で臨時に仕事をやったことがあるという方がおられまして、その人が今東京に行ってしまったらしいけれども、それは結局仕事がないから、しょうがないからというようなことで、それが現状なのです。いつまでもそういう状態が続いていいということには、当然考えていないと思いますが、どの辺まで深刻に考えているのかということを私は疑わざるを得なくなる。

と同時に、こういうことをやった場合には、雇用だけが生まれるということではないのです。農業についても、当然ながら、その波及効果というのが上がってくるはずなんです。きのう、町民課長に、福柳苑の地産地消における農産物がどの程度消費されているのか調べてくださいというようなことでお話し申し上げたのですが、きのうのあれだから、どうなったかわかりませんが、少なくとも柳津町で必要なことは、一つだけを取り上げて、ああだ、こうだと言うけれども、すべて連携した中で、プロセスを持っていかないとだめではないのか。私も単に人口減少、福祉施設をつくれればいいということではなく、そういうことが農業にもはね返って、いい方向にはね返ってくるということが当然あるわけでありますから、早くやらなければだめではないのかということをお願いしているわけであります。

急に言ったって、なかなかいかないのかもしれませんが、若者を残すためには、こういう施設をつくって、とりあえずこれしかないと思うのです、実際に。景気よくなったから、来るかって、そんな業者いないです、実際のところ。国のことを考えれば、みんな外国とか、向こうに行ってしまうわけです。柳津町は来る場所は一つもないんです。高田でも何かイ

インターネットに関連したような、ああいうことを持ってきて、始まるということがありますが、そういう意味では、まれではないのかなと思いますので、こういうことができれば、それなりのインパクトを持った町の姿になるのではないかと思いますので、とにかく早急に雇用あるいは農業の活性化のためにも役立つ。そうすれば、当然商店街のある意味では活性化にもつながってくるはずでありますから、早急に対応していただきたいと思います。その決意のほどをお願いします。

○議長

町長。

○町長

7番、荒明議員にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったようにですが、我々には我々の立場がある。そして、事業者には事業者の立場があるということは、常に理解をしなくてはならないという思いであります。

ただいま話がありました某組合などもいろいろな老人施設を持っているわけでありまして。その老人施設を、年度計画の中で施設の充実を図っていくわけでありまして、今柳津町でそのようなものを行った場合に、即その事業所が柳津町に参入できるのかということ、大変難しい相談であるということをお聞きしているところであります。

しからば、町の要望として、このような形で特老的なものをつくりたいと。そういう計画ができた場合には、いろいろな要素から、それらの建設の実現に向けて方法を考えていくのが当局であると思っております。まさに、今は連携とそういったことを踏まえていかないと、循環型の社会には乗りおくれると思っております。いずれにしても、金山町、昭和村でもそれらについても検討を始めているわけでありまして、我々もここに住む皆さんに不自由をかけないような高齢者対策をしていきたい。そしてまた、雇用の場を創出していきたいと思っております。

これとはまた別になるのですが、連携という形では、今、会津坂下町の町長とも話をしているのですが、会津坂下町には工業団地があるわけでありまして。そこに某会社の本社機能が来る可能性があるということも聞いております。それらにつきましましては、柳津町も参画をしながら、隣接した町村が力を合わせて、そういう誘致工場をぜひお願いしたいということの協力もおしませずやっていきたいと思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

次に移ります。

早急に、町民、何ととっても若い人が残れるような対策ということから、極めて重要な問題だと思いますので、その解決に万全を期するようにお願いしておきたいと思います。

3番目の、町民バス運行上の安全確保と責任についてであります。

これは、私も全員協議会等で何回となく、町民バスが運行される前から指摘しているところでございます。そういった中であって、答弁にありましたが、「山間地が多く、運行には大変苦慮しているところでもあります」ということではありますが、苦慮してはいるけれども、やって、始まっているわけです。できないということではないんです。そういうことからしますと、今始まったわけです。その前に、運行する場合の運行上の課題と問題があるかないかを調査した、検討したという実績があるのかどうか、それを伺います。

○議長

町長。

○町長

7番議員にお答えいたします。

今日の町民バスを運行する前にはスクールバスを運行しておりますし、路線バスを運行しております。本庁地区がスクールバス、そしてまた、西山地域には路線バスというバスを体系として組んでおりますので、これらについてはきちんとその路線の安全確保をしながら、今日までやってきたわけでありまして、それが今日、町民バスとして移行して、町民の皆さんの利便性を図ってやっておりますので、それらについては、皆さんの注意事項をしながら、そしてまた、雪崩どめの計画的な施工をしながら今日を迎えていますので、それらについては万全を期していると思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

通常ですと、地域名とか部落名とか出すのはうまくないという話、私も何回も言われておりますが、わかっております。しかしながら、私が今指摘している高森、鳥屋、大峯、漆峠、これらのことを考えますと、去年とことしは全然違うというのはどこが違うのか。路線バスのときは、西山は西山だけにとまっていたんです。今度は柳津まで来て、ここから若松の方に行く、そういう連絡網の中で行われている町民バスになった。そうなった場合に、雪崩が

起きたから、おくれたなんてことは理由にならないんです。そうなった場合に、そういう責任はどこ、とる気があるのかどうか、それをまず1点です。

なぜそんなことを言うかといいますと、私も質問もしない、だれも何も言わない中で、こういう運行して何かあったのと。私たち何回もこうやって言っておって、それを全然取り上げないで、事故とか何かがあった場合の責任のとり方というのは全然違うはずですよ。指摘されないでやってのと、指摘されて、そのままずっとやってきたのでは、全然意味合いが違うと思うのです。そういう意味からして、私は全員協議会でも申しあげましたように、予算的には、今の予算で仕方ないなら、特別枠でもとって解消すべきだ。それも何も、ことしやったから、では来年もまたそうすべきだという、そういうわけのわからないことを言っているのは、ことしだけはせめて、各地域からそういう要望も上がっているわけでありますから、それらについて対応策を考えていくということは、極めて自然だろうと思います。

その中で、これは栃木県の野木町の町長、真瀬宏子さんがある本に投稿した、町民は野木町の大家族の一員だと。あるいはまた、1人の問題も、町民は野木町の大家族の一員だと。1人の問題もみんなで考え合うようにして、まさしく無縁社会とは無縁でありたいと、こういうことがあります。これはまさに常日ごろ私が考えていることと、ほぼ一致するような考え方なんです。そして、直接意見交換するために、各地域を回って地域懇談会を開催している。町長の場合は、言っては悪いけれども、用のある人はおれのところに申し込めと。そういうあれでしょう。この人はそうではない。自分から行って、町民の中に入って、聞いてくるという姿勢なんです。姿勢が180度合わないような話なんです。そういうことからしますと、この問題については、万全を期して対応策を考えていくべきではないかと思うのですが、その決意のほどをお伺いいたします。

○議長

答弁を求めますけれども、質問者も答弁者ももう少し簡潔にお願いします。

総務課長。

○総務課長

今、荒明議員から、その危険箇所をどうするのだというご質問でございますが、先ほど町長から申しましたように、バスについては、従来から西山地区については路線バス、本庁地区についてはスクールバスで運行しています。その中で、確かに柳津町としては、雪崩の起きる危険場所があるのは承知しています。それで、バスの運行につきましては、町民の足を確保するという意味で運行しております。その中で、道路網の安全対策を全部1回でと

れるかといいますと、これは予算上の問題もありますし、1年ではできませんので、随時危険箇所の優先順位を決めながら、道路網の整備については今後万全を期したいと考えております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

一つだけ、ほかのことを言ったって、私のところのことについて、簡単に申し上げておきたいと思います。何で言うかといいますと、何で私がこういう地域周辺のこと、小さな部落のばかり、いつまでぶつぶつ言っているんだということになるかもしれない。それは、我が柳津町の構造、成り立ちの構造というものを考えた場合には、柳津町の中心があるから、柳津町がそうなるのではないと私はそう考える。地域があるから、柳津町は成り立っている。そういうことからしますと、この問題は、そう簡単に「ああ、そうか」と私は納得するわけにはいかない。金ない、金ないと言ったって、この庁舎改修に去年1億3,000万円ぐらい使った。そういうことからしますと、金がないのではないんです。それを毎年そうすべきだと言っているんだ。ことしだけからはそうやって、各地域から要望の上がっていることだけはちゃんとやっておけば、あとその中で何かあった場合には、それをやったらしようがないかなとお互いに納得できるはずだと私は思うのです。そういう意味において、適切な対応をお願いしたい。

路線バスのときも、私は地元の当然関係者。あの当時は、大峯には、最終的に来なくなってしまったんです。何で来なくなったかという、琵琶首とのやりとりで、町当局のやりとりで、大峯に来なくなった、時間調整でうまくないから。大峯に何とかならないかということで。そのときも結局、こういう大峯みたいなところは、ある意味で犠牲になる。何年もたつて、今また同じようなことで、また犠牲の精神を持たなければならないということは、政治の目的からしてどうなのか。私は理屈で言っているのではないのです。実際に、そこに私は住んでいるのですから。だから、これからの態勢見ると、来年はバス、大峯まで上がるということでございます。これは結構です。そうなった場合に、そういう危険性のあるところはちゃんと解決しておけばいいと思うのです。そんな何千万円も何億円もかかるなら、そんなことは言わないけれども、そうではないんですから、手分くわない予算でなくても、ちゃんとできたんです。だから、私は違う。町長、その政治判断で、今予算つくったばかりだから、6月なら6月の補正予算でもいいですから、組んで、ちゃんとやりますと約束できませ

んか。私、そこに住んでいるんです。しかも、最近言われたことは、西山郵便局の人には、大峯に行きたくないと言っている。そういうことを聞いてどう思いますか、実際のところ。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

荒明議員にお答えいたします。

この問題ばかりではありません。不利地域に関しては、ここにいらっしゃる議員みんなが心配して、各地域に満遍なくバスを走らせてほしいという願いは、ここにいらっしゃる議員の皆さんからも、私は要望として受けとめております。その中で安全確認をしながら、計画的にこれらの解消に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

バスのことについては、バスは通っても、意見は通らなかったみたいな話なのですが、それはこれからの努力に期待したいと思います。

次に、消防団の現状と今後のあり方についてお尋ねいたします

今現在、定数 300 名で、実際にいるのが 264 名だというお話であります。総務課長、300 名の定数を、例えば実態に合った 264 名だから、270 名にした場合に、条例とか何かのあれで、県の負担金とか納められないとか何か、そういうことはないのですか。何かの影響があるのかないのか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今の 300 名は、消防団員の組織の定数で、条例で定まっております、それを変更してどうだという部分は、負担金の問題には直接関係はございません。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

そういった中で、全員協議会でも申し上げましたが、2月10日の第5分団、私もまだお

粗末ながら現役で消防やっていますから、その集まりの中で、町の幹部の人がやめるから、第5分団から2人、部長と副分団長と選んでもらいたいというような話があったわけです。その後、きのう電話して聞きましたら、副団長は決まったと。しかし、機械部長だか、訓練部長だか、その部長についてはまだ決まっていなくても、できれば第5分団から選んでもらいたいというような話があったということを伺ってまいりました。

そこで問題になったのは、誰かしら、やる人がいるかもしれない。しかしながら、町長、春、秋、消防の研修のときにあそこに立って、ちゃんとあいさつしているわけですが、その状況を見て、どのような感想を持っておられるのかなと思うのです。分団の人数の問題で、担当課に調べてもらったら、去年の春の研修は全体で191名の参加者、出席というのか、秋が174名。その中で、春、第4分団が35名、第5分団が17名、秋は第4分団が33名、第5分団が19名ということです。17名ということになりますと、1列並んで17人しかいないから、半分にすると8人か。1、2、3、4、5、あとその後続かないなんて、その会合でお互いに笑ったことがあるのですけれども、そういう状況で、果たして訓練するという、分団としての機能を果たしているのかどうかということを、町長はどのように認識されているのか。

○議長

町長。

○町長

7番議員にお答えいたします。

これについては、私が見ている限り、大変消防団は頼もしく、また力強く感じているところであります。少数ながら、第5分団、それは皆さんの士気旺盛な姿を見れば、頼もしく、その地域を守っていくという志を感じる次第であります。私とすれば、それぞれの地域があります。ですが、二つを一つにしたから、その機能を発揮するか、そうではないと。そのように思っております。この体制はこれからも続けて、それぞれの地域にはまだ消防団に入っていない皆さん、そしてまた、余力を残している皆さん、婦人の皆さんの、その機能が発揮できるような指導を、体制をとっていきたい。そのように思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

町長、それは先ほどのバスのあれと同じなんです。実際に、そこで指揮をとっているとい

う第5分団長、町長はわかっていると思うけれども、第5分団長は何と言っているか。やっぱり統合した方がいいと言っているんです。当事者、そこでやっている幹部がそう言っているときに、消防の上の方もそんなみたいな話なんだけれども、結局、実際にやっている人たちの意見と、上部の関係、必ずしも反映されていないんです、残念ながら。検討する、検討すると、大分前から検討されているはずです。何で、検討されて、まだ決まらないのかということをお考えすると、一つには、こういうことがあるのではないかと。私もちょっと勉強してきました。物事を決める場合に、帰納法、これは西洋式の考え方。演繹法というのは東洋的な考え方。帰納法というのは、枝生えてきたから切るか、こっちから生えたから切るか。演繹法というのは、結論を先に出して、統合するなら統合すると決めて、それからそのために問題が何があるのかということによってやっていく方法なの。少なくとも町長は、消防団長ではないけれども、町の消防団の最高指揮権者であるはずですから、何をやって、決めて、そのままこうしろと言うわけにはいかないけれども、少なくともリーダーシップをとって、末端で活躍している分団長等の意見を当然反映させるべきだと私は思うのです。ちゃんとやっても、やっても、そんなのやってないなんて、町長が言うわけないです。ほとんどの人、全部そういうふうにする。そういうことからして、それらの対応を考えていくべきではないかと。

そして、団員確保の面について、これは総務課長とある機会に一度意見交換したときも申し上げたのですけれども、柳津町の本団をやめても、その地元の消防に入っているでもいいという話があったそうなのですけれども、それは上の方で、それではだめだと言ったことがあったというようなことではありますが、しかし、答弁書を見ますと、退団者を含めた入団可能者の対策をとるということではありますが、それはそれなりに評価しておきたいと思いますが、その辺の考え方をお願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、荒明議員から、消防の幹部の方では第4分団と第5分団を統一してもいいと。そういう話にはなっておりません。幹部会、この前も金曜日にかきましたけれども、分団はちゃんと分団として、第5分団で編制すると。結局、第4分団と第5分団を統合すれば、問題が解決するかと、そういうものではございません。

それで、定数の問題ですが、300名を先ほど変更した場合にどうだという話ですが、私は負担金の問題を答えたのですけれども、柳津町の消防団としては、今高齢化とか、そういう

のがありますけれども、この定数を削減してこのままでいいのかと。そういう部分は、現状をもっと分析した中で、自治体消防はやっぱり地域を守ると、そういう使命が重大でありますので、その辺も十分に検討した上で、消防団の定数は検討していかなければならない。

確かに、最近は勤務状況とか社会の変化で消防団に入る方が少ないというのは認識しておりますが、むしろ地域を自分たちで守っていくと。そういうのが、これからますます必要になってきておりますので、そういった面においても消防の役割というものを十分に認識した上で、定数問題については今後検討すると。

それで、団の幹部の問題であります。これは先ほど言っていますが、消防団というものは、団長のもとに本部と分団ということで構成されております。それで、第5分団については、第5分団の中でそれを選出してもらおうというのが原則でありますので、それをなし崩しにして、柳津町消防団全体の中でやればいいのかとなりますと、今後分団のそういった組織の体制もありますので、分団は分団としての機能を十分に発揮してもらおうという意味で、各分団にその役員の割り当てをしているところでもありますので、今後、そういった部分も含めまして、消防団の現実というものは我々行政も認識しておりますので、消防団の確保については、消防団ではなくて、行政区としてもやっぱり自分の地域は自分で守るという使命がありますので、行政区の区長の方とも十分協議しながら、消防団の体制については今後検討してまいりたいと思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

そうしますと、今総務課長の言うこともわからないわけではありません、それなりに。しかし、現実を見ますと、部落でやれって、実際に私の方は9軒しかないです。そんな中で、私のところに入っているのは、帳簿上、4人入っていることになっているけれども、実際のところ、停電になったりすると出るのが、私を含めて2人です。

町長は地元の方と思うけれども、これだって、必ずしも万全を期した体制で、消防団、その班、班、久保田班なら久保田班がちゃんとなっているのかということになりますと、町長だってうんと考えるはず。第5分団全体を見ても、そのとおりになる。地域を守るのは当然、それはわかるんです。実際のところを見ますと、そうはいかないというのが、これまた実態なんです。普通何かあったときには、第5分団の分団長の今度やめる人も、村で何かあったときはちゃんとお出のからいいんだと。いつまで、定年になっちゃって、3月31日

辞表出さな、受け取らないように行ってくるからなと言ったら、いや、それはやめるなんて言うけれども、実際に消防団を守るということになれば、今総務課長が言ったことはそうなのですが、本団としての活動の状況等々を見ますと、体をなしていないのではないかと私は思う。そういう話が出なかったということでありますが、それは確かにこうしようとまとまっていはいないんです。しかし、第5分団長としては、やめる人の話では、そういうことがあったということは間違いない。そういう中で慎重に検討していただきたいと思います。

もう一つ、機能別団員制度の調査ということが、これは同じ 21 日の福島民報に載っております。柳津町としては、導入しているところは、南会津町、三島町、昭和村、会津美里町、三春町、小野町。機能別団員の導入予定、検討しているというのが、泉崎村と柳津町と只見町ということで載っているわけですが、これは少なくともさっき言った、第4、第5、公平にするとかしないとはまた別な意味で、消防の任務をきちんとできる体制をとっていくということは必要だと思いますので、いつごろまでに、平成 23 年度中にはそういう調査をして、実際にそれを立ち上げるということは、いつまでの予定に検討されているのかお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

確かに町の消防団の方で組織検討委員会というのがございます。それで、この前マスコミには柳津町は検討するというのでお答えしておきました。

さきの幹部会においても、こういった組織問題についてどうするかということで協議をしております。また、この後3月半ばごろには協議をすることになっています。何せこういった問題につきましては、今すぐそれができるのかという部分については、不確定な部分はありますけれども、今現在の中でもいろいろな機能別の問題とか、あと、自主防災組織ですか、そういった自衛的な消防団の部分ですね。役場には昼間役場の職員がいるわけですから、そういった部分でも縮小化ということで、役場職員の中でそういった組織を、団に協力できる組織をつくったらどうかというのを含めまして、広範囲におきましてたまたま検討している最中でございます。なるべく早い時期に、その成果として、そういった方策を考えたいと思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

先ほど、いろいろな審議、意見があったわけですが、災害、火事、火災、いろいろな面で何がわからない状態であることは間違いないわけですから、統合しようと、何しようと。そういうことですから、的確に機能が発揮できるような体制を早急に打ち立てていただくことを希望して、これで終わります。

○議長

これをもって、荒明正一君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、暫時休議をいたします。

再開を午後3時45分といたします。(午後3時35分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後3時45分)

◇ ◇ ◇

○議長

次に、伊藤 毅君の登壇を許します。

8番、伊藤 毅君。

○8番(登壇)

柳津町地域づくりについてお伺いいたします。

平成16年から中心市街地活性化基本計画、TMO構想を核に、まちづくりのために勉強会や視察等を行うとともに、昨年は観光関係者が中心となって、湯めぐりマップ、湯めぐり手形などをつくってきました。町の地域振興のために、地域の産業(農林業、商工業、宿泊業)などを確立しなければならないが、そのためには人口減少や高齢化の中で、定住人口のみに依存することなく、外からの来訪者(観光客、都会の子供田舎暮らし体験希望者)などを獲得し、地元で消費していただくようにしなければならないと思います。

今年度設立された「柳津町まちづくり推進委員会」では、このような来訪者をふやすには、地域を散策し、自然や歴史、文化、暮らし、食、温泉などを資源に、魅力をじっくりと楽しみたいと思う観光客の最近の動向やニーズを踏まえ、観光の町として魅力のあるまちづくりを推進しなければならないとうたわれています。この委員会は交付金事業の一環で行われ、今まではここで終わっていたと思われませんが、委員会の人たちはもちろん、そして町民の

方々もこれを機会に、よきまちづくりを願っていると思われま

そこで、町では委員会にどのような協力をしていくのか。また、町としてどのようなまちづくりを考えているのかお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、8番、伊藤議員にお答えいたします。

1点目の柳津町地域づくりについてであります。

この委員会は、ご質問のとおり、まちづくりについて7年前から協議と検証を重ねてきた経過があり、今後も町民主体のまちづくりを進める上で、継続した活動をぜひ進めていただきたいと考えております。

これまでは県事業として、また昨年は県と町による補助を受け実施してまいったところがあります。今後の活動における対策として、現時点では、町中整備事業の一環として、国交付金の申請をしているところであります。事業が採択されれば、5年間にわたる町中整備と、そのための柳津まちづくり推進会議経費が確保されることとなり、ソフト事業を継続して実施してまいる考えでございます。当事業は、国の4分の1の補助事業であります。残分については、町が負担してでも魅力ある観光地づくり、そしてまた安心安全なまちづくりのために、活動を支援していく考えであります。以上であります。

○議長

再質問を許します。

8番、伊藤 毅君。

○8番

昨年の1月に、町に、まちづくりの人たちが集まるということで話を聞きに行っていました。それが、まちづくりを教えてくれるのかと思っておりましたら、まちづくりしている専門家の人たちの勉強会の場に行ったもので、ちょっと気まずいような気もいたしましたが、邪魔にしないから、ここに置かせてくれということで2日間話を聞いておりました。

そして、1日目は勉強会を早目に切り上げて、町の散策ということで、まず虚空蔵尊に参って、虚空蔵尊の舞台からいろいろ下を眺めたりして、そしてこれはすばらしいところだと。そしてまた、そこからおりて、ずっと来て、魚淵のところを歩いて、そこには雪があつて、

左側はつららが下がり、そして右側は川が流れ、そこを散策して、いい眺めだな、あれだなということで、そこもまたずっと話をしながら参りまして、物産館等を見て、帰りは安久津を通って、安久津の町並みを見たり、そして一王町に行ったら、またあの妻入りの建物を見て、あの町並みを見て、これはすばらしいと言ってくれました。そして、宿へ帰り、少しずつみんなに感想などを聞いて、本当はまちづくりのことまで聞きたかったのですが、皆さんは勉強会に来ている人たちだけで、我々の町のことまでは余り言わなかったですが、すばらしい町だと。そして、雪の中を歩いて、つららを見たりして、こういうところはいいと、そして我々にお世辞を言ったのかはわかりませんが、本当にすばらしいと言ってくれました。だから、もう少し我が町を自信を持って宣伝し、ぶらぶら歩いて、そして見て楽しみ、そしてまた物を買って楽しみ、温泉入って楽しめるようなまちづくりをしたらいいのではないかと思います。いかがですか。お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

8番、伊藤議員にお答えいたします。

議員がおただしになりました、この項目の中にもあります、来訪者をふやすには地域散策、また自然や歴史、文化、暮らし、食、温泉など資源、魅力をじっくりと楽しみたいと思う観光客の最近の動向やニーズを踏まえて、観光の町として魅力のあるまちづくりを推進しなければならないと、まさに議員のおっしゃるとおりであると思っております。

これについては、やはりそれをなすためには、まず人であると思っております。議員がおっしゃるように、柳津町は私たちが自慢のできる町であると。そしてまた、誇りを持って、来訪者にどうぞ見てくださいと。こんなにすばらしい町であり、また、文化の町でもある。そしてまた、エネルギーの町でもあります。それらを伝えてまいりたいと思っております。

そしてまた、今議員からおただしがありましたように、それを感じて人に伝えるのは、やっぱり柳津町にいる我々町民であると思っております。その資源をいかに人に伝えるかというのは、私たちそのものが、このすばらしい柳津町を誇らしげに持つべきである。また、人にそれを伝える役割ではないのかなと思っております。それによって、来た人にいやしと、そして楽しさを与えられる。それは、私たち住む人としてやるべきではないのかなと思っております。

今、議員がおっしゃいましたように、これからそれぞれの町おこしの中で、知恵と工夫をこしらえながら、この部分を磨いていくと。これは大切なことであると。そしてまた、まちづくりの根幹というのは、ストーリー性、物語をつくって、それを柳津町の観光のメインにしながら、皆さんがそっちに向かって進んでいくという観光地づくりを進めていかなければならない。それを持っているのが柳津町でもあると、そのような確信をしております。

そこで、来訪者もそうですが、よくまちづくりには、よそ者、そしてまた、一生懸命頑張って、汗をかいて、ばか者と言われるほど奉仕をしながら、まちづくりに一生懸命汗を流す人、そしてまたそれを支えながら、一生懸命に若いエネルギーが動いて、そういった三つが大切だと言われております。それが一つの観光地を構築するために、みんなが一体となってやるのが、観光地づくりの一つの理念でもあるのかなと思っております。私は、今議員がおっしゃったような方向性というものは間違っておりませんので、歩いて暮らすまちづくりということで、これからも精進、また努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長

8番、伊藤 毅君。

○8番

終わります。

○議長

これをもって、伊藤 毅君の質問を終わります。

次に、羽賀 弘君の登壇を許します。

3番、羽賀 弘君。

○3番（登壇）

平成23年度重点事業と第5次柳津町振興計画について、質問いたします。

1、町民との協働でつく個性のあるまちづくりについて。

一つ、施策に「効果的・効率的な行政運営の確立」とあります。それを現実のものとするため、また、PDCA（経営サイクル）を機能させるためには、どのような要件があると考えられますか。

一つ、その基本事業に、「業務の外部委託の促進」とあります。現在、民間委託可能な事務事業の候補を挙げてください。

一つ、基本事業に、「組織体制の見直し」とあります。現在の組織体制をどのように評価し、見直しの必要の有無をどう考えられていますか。

二つ目の質問です。

未来に希望の持てる活力あるまちづくりについて。

施策に、「観光の振興」「商工業の振興」とあります。施政方針でもありましたように、平成 24 年度には福島県全県挙げての大型観光キャンペーンが実施予定です。その事業に備えなければならない大切な、そしてチャンスの年だと思います。

先日、平成 23 年度の重点事業と 5 年間の振興計画の説明を受け、メリハリのない予算だと感じました。というのも、評価できたのが農林業の振興だけで、観光の振興、商工業の振興には、とてもですが強さを感じられません。去年までの 2 年間、丑寅まつりで実行委員会の皆さんと、町を挙げてやってきた事業が台無しになってしまいます。今こそ、せっかくのチャンスが無駄にすることなく、町並みの整備も含め、関係各位、町民の皆さんと一緒に、足腰の強い観光のまち柳津をつくっていかねばならないと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上、2 件、4 点質問いたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、3 番、羽賀 弘議員にお答えいたします。

まず、平成 23 年度重点事業と第 5 次柳津町振興計画についてであります。先ほど来、議員それぞれからこの問題について、そしてまた次の問題も答弁をしておりますが、羽賀議員の質問にお答えいたしたいと思います。

町民と協働でつくる個性のあるまちづくりについて。

本年策定いたしました第 5 次柳津町振興計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の目標とした基本的な町政の総合計画の経営指針となるものであります。本計画の体系は、今までの計画を見直して、六つの基本政策と、それに伴う 28 の施策を掲げ、この施策を遂行するため、横断的に事務事業計画を作成いたしました。

その基本計画の政策の一つとして、「町民との協働でつくる個性のあるまちづくりを行う施策」としては、効果的、効率的な行政運営の確立をするための取り組みと、それを実現するための方針として、目的の対象、意図を明確にして、課題と現状を調査しながら、それぞれの地域、住民、行政の役割分担をして取り組んでまいりたいと思うところであります。

また、経営サイクルとして機能させるための一つとして、毎年施策に対する住民のアンケート調査を実施して、事業の検証、また事業の評価をしながら取りくんでまいりたいと考えております。

業務の外部委託の促進であります。現在の厳しい財政状況の中、効率的な行財政を図り、経常経費の節減を図るために、民間に委託可能な施設管理、施設管理を含めた運營業務などを今後検討してまいりたいと考えております。

現在の組織体制については、行財政改革の組織の見直しを行い、平成 18 年に三つの大課制にいたしました。現在の社会情勢の変化に柔軟に対応できる行政運営と進行計画に基づいた行政運営を行うために、組織体制の見直しをしてまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

二つ目の、未来に希望を持てる活力あるまちづくりであります。

ただいま質問の、福島県大型キャンペーンは、平成 23 年度をプレキャンペーン、平成 24 年度をキャンペーンとして、平成 25 年度をフォローアップキャンペーンとして、福島県全域を対象として行われます。このプレ事業では、観光キャンペーン、旅行エージェント等への働きかけ、また、プロモーション活動、着地型観光の推進、そして平成 24 年度の事業へ向けた各種準備。平成 24 年度は、宣伝PR情報提供、ほっとするおもてなし県民運動のほか、特別企画として「ふくしま大発見」「食の周遊企画・イベント」「イベント列車企画」等を計画しているところであると聞いております。町としても関連業者と連携して、各種の企画に参加していきたいと思っております。平成 24 年度には、全国門前町サミットを柳津町で開催する予定であります。観光キャンペーンと連携しながら、進めてまいりたいと考えているところであります。

また、ご指摘がありました丑寅まつりは平成 22 年度終了いたしました。俳句大会、豆まき会、また、サービスパスポート等の内容を充実し、継続していく予定でもあります。

平成 22 年度の緊急雇用対策事業で観光協会に委託しましたガイドブックを全戸に配布し、町民の皆様と来訪者をお迎えいたしたいと考えております。

町並み整備につきましては、都市再生整備事業により、ホテル解体、観光案内所の充実ほか、柳津まちづくり推進会議を5年間の継続事業として、町民の方々とともに進めてまいりたいと考えております。

○議長

再質問を許します。

3番、羽賀 弘君。

○3番

一つ目の質問に対して答えていた内容なのですが、効果的・効率的な行政運営というのはこういうことだよ、経営サイクルというのはこういうことですよという説明を改めてただけであって、私が聞こうとした要件にはなっていないと思うのです。実際、そういったものですよというのに必要な部分というのは何かというのを聞きたかったものですから、答弁をお願いします。

○議長

町長。

○町長

お答えいたします。

羽賀議員に、この問題については、先ほどもありましたけれども、大課制のこと、また、行政運営面で、羽賀議員に対しましてこの答弁をしっかりやってくれということで、その委託の状態まで示してほしいということでもあります。これについては、先ほど1番議員にもお答えしましたが、いろいろな今日まで協議をしてきた経緯がございます。その中で、今の状態でベターなもの、そしてまた、今どのように委託すればいいのかという選択をしているところであります。

その中で、二つほどは今年度中に少し内部で調整をして、平成23年度にはその方向性も示したいという思いを強くしている事業が二つございます。これらについて十分に検討した上で、皆様にお示しをしていきたいと思っております。その辺については、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

その二つというのは、今、名前を挙げることはできないということですか。

○議長

町長。

○町長

今、検討中でありまして、それらについては、どこどこということは避けさせていただきたい。それらを十二分に精査をして検討を加えながら、どのような形が一番いいのか、そ

のようなことが明確に出た暁には皆さんにお示しをして、皆さんのまたご意見も拝聴したいと思っております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

横田議員もそうだし、小林議員もそうだし、ほとんど被っている内容の質問なので、聞きたいことのほとんどは聞かせていただいたと思うのですが、違う観点からそれに関連というか、それに対して質問したいと思えますけれども、この柳津町振興計画基本計画というのは今現在お持ちですか。この84ページなのですけれども、先ほど来、小林議員もおっしゃいましたけれども、PDCA、プラン、計画ですね。ドゥー、実施、チェック、評価、それで、この文章自体が文章どおりに理解されているのであれば、ちょっと大きな間違いをしていると思うのですけれども、Aはアクションなのですが、アクションをそのまま和訳してしまうと行動になります。でも、実際に行動ではなくて、アクションの意味としては、その一連の行動に対する修正・見直しということなのです。修正・見直しという文面がどこにも見られないということで、これを見てちょっとがっかりしたところなのですけれども、その辺どのように考えられますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

この振興計画の中でPDCA、アクションとなっているのですが、この順序については、ちょっと書き方があれかなと。私もちょっと今見たのですが、本当はアクションというよりも、この部分については検証して見直すという意味の部分……、だから、この行政評価の中ですと、施策体系ということで、計画を決めまして、それを実施するというのがドゥーですね、実施をします。その中でチェックということで、結果的な評価をして、もう1回行動に移すという意味でこういうふうにかかれていたのですが、ですので、こういったサイクルで事業を見直していくということになります。

その中で、こういった事業評価の部分については、前にも申しておりますが、町民の方に公表して、それを公表することにより、町の事業内容を透明化していくということで、どの事業をどういうふうにしてやっていくのだということを、町民の皆様には公表していくというような手法をとりながら、毎年それをやりまして、町民のニーズにこたえながら、そしてよ

り合理的な行政運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

A、アクション、一連の行動に対する修正・見直しというのが一番大事な部分なんです。答弁していただいた内容をこのPDC Aに当てはめて見ると、結局、施策に対する住民のアンケート調査というのがプラン、計画ですよ。それを実施するで、D。それを検証して事業評価するというのがCなのですけれども、だから、A、それを間違っているかもしれないし、間違っていないかもしれないけれども、それをまた修正・見直ししながら、いいものにつくり上げていくという部分なので、どうしてもPDCまででAというのは抜けがちなところなんですけれども、その辺十分、一応PDC Aの経営サイクルのことについては、いろいろ勉強されているわけですから、その辺うまくやっていきたいと思えます。

そもそもの質問の内容として、そういったものを円滑に進めていくためには、精神論でも何でもいいのですけれども、町長として、どういった力の作用というか、これに対する説明の部分、これはこういうものだよという説明の部分ではなくて、どういったものが、外からでも内からでも、それが反映されて、これがうまく回っていくと考えているかをお聞きしたかったわけです。

○議長

町長。

○町長

羽賀議員がおっしゃることはわかります。これは一つの経営としてこれからやっていく中では、今日までの行政評価もそうありますが、それらをやってきて、評価をして、また検証しながら、本当にそれをどういう形にしていくかというところまでやっていかないと、町民に説明責任として、それはなしていかないと。先ほどの小林議員、それから横田議員のおっしゃるようなことになると思っております。

そういう中でですが、私の考えとして、これは一つの経営の内容として、やはり計画、先ほど申し上げましたが、実施、評価、そして私は改善ということで、それらを取りまとめながら、この平成 23 年度の重点事業、そしてまた第5次振興計画を構築しながら、そしてまた、これを柱にしながら繰り返しをしていきたい、そのように思っております。これにつきましては、一つの私の理念としては、町民とともに、これらの遂行のためには力を貸してい

ただくことが一番大きな要素であると思っております。それには、私どものリーダーシップとして、このような柱を何本かして、政策を掲げたわけでありますので、町民の力とともに、これを遂行してまいりたいと、そのように思っております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

一つの考えとして聞いてほしいのですけれども、私自体が必要と考えるのは、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、リーダーシップ、トップの権力、あとステークホルダーです。利害関係者、職員も町民も全員含めて、その人たちの満足度が必要だと思うのです。あと、共通認識、皆さんのですね。そのためには、情報の共有がなければ共通認識は持てないと思います。あとは、行政にはなかなか難しいと思うのですけれども、計画のタイムリーな見直し、スピード感です。予算で動いている以上、なかなかそのとき、そのとき、必要なところに必要な投資というのは、普通の会社みたいに難しいのかもしれないけれども、それを極力やっていかないと、これから先、戦略的なまちづくりというのはできないと思いますが、どう思われますか。

○議長

町長。

○町長

3番議員にお答えいたします。

まさにご説のとおりであると思っております。一つの形、目標に向かって、そのストーリーをきちんとまとめていくと。それはリーダーシップの役割でもあると思っております。これからは、そういった強いリーダーシップ、そしてまた、それに対する町民の皆さんの協力体制、それらをまとめていかないと、なかなか行政運営というのは難しい時代に入ってくる。それはなぜかというと、財政がある程度決まった中でこういう事業をやっていくには、やはり協力がなければ、そのような達成度、そして満足度というのは起きてこない。それを一緒に共有しながら、汗をかくからこそ、その達成力がまた倍増するわけでありますので、それらをできるような体制づくり、そしてまた、町民にわかりやすい方向性を定めながら、この事業の達成をしていきたい、そのように思っております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

次の質問に移ります。

現在の組織体制については、おいおい見直しされていくということですが、どのように見直していかれるのか。また、そのプランというのはどういったものがあるのか、お聞きします。

○議長

町長。

○町長

大課制にしたときには、現状とは違った状況がありました。そしてまた、今日まで議員の皆さんにも、組織について、大変見にくい、そしてまた専門的な分野で町民に達する達成度というか、わかりやすすくないのではないかという質問も受けております。それはどこの課かという、やっぱり地域振興課であると思っております。それらについても十二分に精査をして、今日のこの体制の中で何を重点とするかという中では、全部重点になるわけでありませんが、専門職を含めながら、農業、観光、そしてグリーンツーリズム、そういったものが連動しております。そういった、今社会環境が変わっている中で、このままの体制で本当にいいのかどうか、その辺も十二分に対処しながら、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

今、現段階では、ノープランというか、特別今の編制と変わったことを考えているということはないと理解してよろしいですか。

観光の振興、商工業の振興についての再質問をさせていただきますけれども、答弁の中で、各種の企画に参加していかれるということですが、実際に予算を見る限り、キャンペーン、イベントを見越した予算ではないのではないかと思ったのですけれども、その辺どうですか。

○議長

町長。

○町長

お答えいたします。なお、詳細については地域振興課長より申し上げますが、このことについては、都市再生プランの計画もございます。その中には、ソフトの面にも使えることがありますので、十二分にまちづくりの計画、そして実施方法を定めることができますので、

その辺については地域振興課長より補足説明をさせたいと思います。

○議長

補足答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいま羽賀議員よりご質問ありましたことについてお答えしたいと思います。

各種企画に参加していきたいと思いますという、この点につきましては、緊急雇用対策の職員を臨時雇用して、県外はもちろん、県内で柳津町をPRしていきたいと思っております。それからあと、門前町サミットも平成24年度に向けて動き出しております。平成23年度には予算化をしまして、次期開催地等も決定しなければなりませんので、そちらの方の働きかけとか、そういうことも含めて、柳津町をPRしていきたいと考えております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

平成23年度に予算化して、平成23年度に補正で予算を組み直すということですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

平成23年度の当初予算に、その緊急雇用対策と門前町サミットの準備ということで予算は計上しております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

人件費の部分は把握しておりました。ですが、門前町サミットを平成24年度にやるということで予定しているのであれば、もう平成23年度段階で本当に町並みの整備、看板ですとか、平成24年度に向けてやるよという宣伝ですとか、そのために費用がかかってくると思うのです。その部分というのは、言ってしまうと、丑寅まつり以上に期待できるイベントというか、全地域挙げて、県全地域挙げてのキャンペーンなので、丑寅まつり以上の予算が必要だと考えますが、その辺はどうお考えですか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

この中には都市再生の計画がございます。これらの採択をいただければ、いろいろな中でまた必要なことが出てくると思うのですが、それらについては皆さんにまたお話ししたいと思っております。そして、この丑寅まつりもそうなのですが、本当に実行委員会の皆さんを初めとして、柳津町の観光PRに大変なご尽力をいただきまして、柳津観光が大変多くの皆さんに知れ渡ったと思っております。そしてまた、この門前サミットは、ちょうど柳津町の開催が平成24年度にやりますと、第10回という記念すべき大会になるわけでありまして。私は、今思っているのは、この10回のそれぞれの町村、開催の神社仏閣の皆さんは、すべて柳津町に集まっていただく計画を立てたいと思っております。

そのような中で、羽賀議員からご指摘のあるように、それだけ重要な事業を控えているのに、予算が余りにも少ないのではないのかと言われるのは、予算書を見て、当然のおたしだと思っております。我々もその内容等も踏まえながら、都市再生の予算を使いながら、十二分に発揮できるような体制づくりを組んでまいりたいと。それに必要なことがまた生じましたら、皆さんとご相談しながら、そしてまた、これには相手がございますので、次期開催地の相手、そしてまたそれらが決まりましたら、動くような体制づくりにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただき、そしてまた協力をいただきたいと思います。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

この辺に対しても、効果的、効率的な行政運営につながる話なので、スピード感を持って実行に移していただきたいと思います。

あと、答弁の中で、観光案内所の充実とおっしゃいましたけれども、具体的に何を充実させるのかお聞きいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

観光案内所の充実ということではありますが、現在、観光案内所の施設が老朽化してしまっていて、大変トイレなんかも高齢者に使用しづらいという、地下にあるわけなのです。その辺も、

この都市再生整備事業により整備ということも一つの視野に入れております。観光協会の方でゴーサインが出なければ、これは整備することができませんので、その辺は観光協会の方々とよく話し合いながら、この事業を進めていきたいと思っております。

○議長

3番、羽賀 弘君。

○3番

やはり平成 24 年度の福島県のキャンペーンというよりは、当町で行われる全国門前町サミットを重点的に考えるのであれば、諏訪門前地区あたり、重点的に町並み、道路も含めてですけれども、やっていって、いらっしゃったお客さんに恥ずかしいところを見せないように、逆に、弁の立つ方というか、そういったお歴々を呼ぶのであれば、発言権は大きいですから、来て、どうにもならない町だったなんて、帰って言われてしまったりしたら、逆のCM効果にもなりかねないので、その辺は先ほども言いましたけれども、スピード感を持って、必要なときに必要な投資をして、そのイベントに備えていただきたいと思います。以上です。

○議長

答弁は。（「あればお聞きします」の声あり）

答弁を求めます。

町長。

○町長

3番議員にお答えいたします。

まさに柳津町は門前町として栄えてまいりましたが、大変今厳しい状況にあるわけであります。そういう中で、空き家等を利用して、それぞれ皆さんがいやされるような、休めるような場所づくり、そしてまた門前町としての景色、それと同時に、皆さんが歩いてみて、こんなにすばらしい町並みがあるのだということも、ぜひ体感していただけるようなまちづくりもこの中に入れながらやっていきたいと。そしてまた、平成 23 年度、平成 24 年がそういった意味での門前町サミットでありますので、それらを実現するためには、町じゅうの皆さんの協力を得ながら、しっかりとした将来のまちづくりにこれが必要だというものを皆さんと見きわめながらやっていきたい、そのように思っておりますので、なお一層のご協力を賜りたいと思っております。

○議長

これをもって、羽賀 弘君の質問を終わります。

次に、菊地 正君の登壇を許します。

2番、菊地 正君。

○2番（登壇）

さきほど申し上げておきました、桜づつみの管理についてお伺いいたします。

我が町柳津町では、2年ほど前から桜の木を100本ほど植栽したわけでございます。オーナー制により植えたわけですが、昨年11月に見たところ、25本以上芽が出ない、枯れたものと見受けられました。これからどのような管理をしていくのか、お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、2番の菊地 正議員にお答えいたします。

この桜づつみの管理についてであります。桜づつみの桜につきましては、昨年確かに18本の木が枯れていました。枯れている木は12月22日に植えかえを行っております。雪解け後に生育状況を確認して、枯れている木があれば植えかえを行いたいと思っております。この冬場の中で一度見たのですが、まだそのような状況を確認できるような状態ではありませんので、今後それらをかためていきたいと思っております。

今後ともオーナーの皆さんと一緒に手入れを行っていきたく、そのような考えを持っております。オーナーの中には、管理ができない方もおられると思いますので、町で状況を見ながら管理を行い、桜の花見を楽しめる桜づつみにしていきたいと、そのような考えを持っているところであります。

○議長

再質問を許します。

2番、菊地 正君。

○2番

12月22日に18本ですか、植えかえしたということは大変ありがとうございました。私は、その前でしたけれども、車で歩いてはよく見えませんので、25本以上芽が出ない、枯れているのではないかと見てきたわけでございます。これから雪が消えて、確かにはっきりとした確認ができると思いますが、どのような方法で進めるのかお伺いいたします。

○議長

町長。

○町長

菊地議員にお答えいたします。

去年は、特に植える状態はよかったです。桜の場合、ああいう盛土をした場合には大変強いと言われておったわけです。去年の異常気象によって、大変厳しい環境にあったということは事実であります。それによって、それぞれのオーナーの皆さんも、やる人は草など、そしてまた木の葉などによって、水分を逃げないような管理をした皆さんもいらっしゃいます。ですが、その中でも、そのように枯れた状態が 18 本あったということで、植えかえをしたところであります。

菊地議員もおわかりのように、かつて柳津町は桜の名所として皆さんに楽しんでもらっている場所でもありました。最近、桜の老木、そしてまた管理の面でも行き届きが悪いということで、ことしは桜に対しての少し管理をしたいと思っております。

そしてまた、この桜づつみについては、大変風光明媚なところにあつて、そしてまた名刹と言われる福満虚空蔵尊の真正面に、只見川と接しながら 100 本の桜が咲くわけでありますので、大変多くの皆さんに楽しんでいただき、また、オーナーの皆さんにもオーナーに参加してよかったと言われるような、我々も支援をしながら、そして一緒になって、この桜の成長を見守ってまいりたいと思っております。

○議長

2 番、菊地 正君。

○2 番

植えかえも先決問題でしょうが、去年は 6 月 25 日、「みずウォーク」の前、前日にも 20 本から、確かに私確認しておりませんが、20 本以上の枯れたものを植えかえしたと思います。そうすると、はや半数、40 本からこれ、植えかえしているんです。

まず、あの土砂、皆さん、雪が消えてから、ごらんになって見ればわかるけれども、どこかの岩盤の山を崩してきたような、本当に栄養価値のない、ああいうところに植えられた桜は不幸ですよ、はっきり言って。ですから、植えかえから、一本、一本にダンプカーで、俗に言うつくり土、あの黒い土を 3 台も運んでおいて、そしてバケツでとっただけ、また埋め戻す。そこに、これの間にちゃんと細かい土を入れる。そのように丁寧にして、できれば水でもくると。そのような、かわいがって植えかえしなければ、次から次、あれ枯れていきますよ。ですから、私、注意ではございませんが、そのようなことで考えを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

先ほど、桜の生木の確認ということで質問ありましたが、なぜ枯れたのか、その原因がわからなければ、ただいま議員が言ったとおり、何回植えても枯れます。それで、春先に枯れた桜の原因を追求しまして、土質が悪いのか、それとも植えかえ時期が悪いのか、その辺と、あと養分がどうなのか、全体的に検討して、枯れている桜があれば植えかえたいと思います。

○議長

2番、菊地 正君。

○2番

私も会津坂下の植木屋にちょっと相談に行ってきました。去年も一般質問で申し上げたとおり、あれは俗に言う南京袋です。油製の袋です。それに包んだままどかっと植えてありました、見ると。ですから、私も声をかけられれば、応援します。

それと、今桜のオーナーになっている方で手入れもできない、こちらのふるさとに来ることもできない人、何人かおられると思います。そのような桜に対しては、どういうお考えか伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

南京袋の件につきましては、私の方でも専門業者とその辺は研究していきたいと思います。

なお、管理のできないオーナーの方につきましては、ことしも道路の草刈り等で緊急雇用の臨時の方を採用しますので、昨年同様、桜つつみ周辺の草刈り等を年に2回とかそのぐらい実施して、景観を損なわないような形で進めていきたいと思います。

○議長

2番、菊地 正君。

○2番

それで、柳津町には桜の名所、今回の桜つつみを入れて、圓蔵寺周辺、柳津駅周辺、町民センター周辺、運動公園周辺、桜の名所になればよいと考えていますが、これからどのような考えを持って進めていくのか伺いいたします。

○議長

町長。

○町長

2番議員にお答えいたします。

まさに柳津町は、皆さんから、来た人にも、桜がきれいな町だと言われております。これらにつきましては、ただいま答弁したように、撫育の管理をこしは少しやっていきたい、そのように思っております。

そしてまた、おただしの件でありますけれども、若木を植えた場所が幾つかあります。それらにつきましても、何年ものを持ってくるということは、なかなかできないと思いますので、それらの場所が随分あります。それらを比較しながら、少し雇っておくというか、そういう桜を雇って、一緒に育てながら、万が一枯れた場合には、同年代のものがそこに移植できるような体制づくりをしていくことが大事であろうと思っておりますので、それらの方法をしていきたいと思っております。

○議長

2番、菊地 正君。

○2番

あれと同時に、若い苗を大平町で5本ほどいただいて、役場の方から、植えたのです。全部5本ともすくすくと元気よく今育てております。ですから、まず土がああいうような岩盤を砕いたような、水はけが悪い、土地そのものが悪いと思いますから、それをあれだけの土盛りもしたし、場所もつくったのですから、これはあそこにどうして根づかせるかということで、先ほども申し上げたとおり、あのような栄養価値のある黒ぼこを運んで植えかえたらどうかと。

それで、柳津町の名所になる今回の桜つつみと圓蔵寺周辺、柳津駅前周辺、町民センター周辺、運動公園周辺と、桜の名所になればよいと考えて、どなたもおられると思います。このようなことに対して、これからどのような考えでおりますか、伺います。

○議長

同じ質問ではないかと思うのですが、確認したいのですが、先ほども同じような質問をしたと思いますが、それに対しては地域振興課長、町長も答えていると思いますが。再度答弁をもらいますか。（「いいです」の声あり）

では、続けて再質問を認めます。

○2番

今年は豪雪で、先ほど挙げた圓蔵寺、柳津駅、町民センター、桜の枝が大変折れ、また、てんぐ巣病が目立っております。これに対してどのような考えを持っていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいま、桜の撫育事業としまして、町内の、議員のおっしゃったところのてんぐ巣病、それから枯れ枝等の修復を行っております。今月中には柳津地区の桜の名所の修復は全部終わる予定です。

○議長

2番、菊地 正君。

○2番

次に、桜の老木、大変、駅の周辺また町民センター、圓蔵寺などに老木が見えます。先輩の皆さんにお聞きしますと、昭和四、五年ごろに植えたのではないかという返事ももらっております。この老木に対して、何か対策があればお聞かせ願います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

老木に対しましては、桜も樹齢が大体 50 年過ぎると弱ってくると聞いております。その辺の状況を勘案しながら、今後、桜を植えたところに、また、果たしてそれが生育するのかどうかちょっとわかりませんが、その辺をこれから検討していきたいと思っております。

○議長

2番、菊地 正君。

○2番

柳津町観光の名所として、桜、会津柳津駅から、ぜひとも町一体化の観光に当たり、考えを伺っていきたくと思います。観光、一帯に対して、全体的な。

○議長

議員、議員の質問はあくまでも桜づつみの関連ということなのですが、大分質問の趣旨から外れてきているので、気をつけていただきたいと思いますが、その件については答弁をもらいたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

毎年緑化木で桜の苗木が希望すれば配付されます。先ほど議員がおっしゃったとおり、仮植をしまして、各地区の要望箇所などがありましたら、配付していきたいと思います。また、町でも、町の所有地で何も利用されていない箇所などについても植栽をしていき、柳津町が福島県内でも有数の桜の名所になるように、そういう土地利用も図っていきたいと思っております。

○議長

2番、菊地 正君。

○2番

桜づつみを成功させて、一人でも多くの観光客に花見をしていただき、楽しんでいただける桜づつみにしていただきたいと思います。最後になりますが、すくすくと成長を願って、私の質問を終わります。

○議長

答弁は。

○2番

総合した答弁があれば、いただきます。

○議長

町長。

○町長

本当にありがとうございました。このオーナー制度の桜を成長させることは、大変重要なことであると思っております。

また、この桜のみならず、今議長からの話もありましたが、ちょっとそれるわけでありませけれども、桜で1週間、そしてまた花火では3日とか、そしてまた紅葉は2週間とかということで、一つの柳津町の四季を通したストーリーを考えながら、観光客の着地型、そして滞在型の観光地をつくるような、その意欲を持ちながら、この制度を生かしていきたいと思っております。

○議長

2番、菊地 正君。

○2番

すみません。桜づつみと100本植えたわけです。手入れできる人も、できない人も、町としてこれに関係していく年数とか、また約束の5年とか10年とか、そういう約束期間はあ
るのですか、オーナーとの。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

木の保証は13年と聞いております。なお、下刈りとか何かは、町の方でできる限りオー
ナーのできない方の分については実施していきたいと思っております。

○2番

以上で終わりたいと思います。

○議長

これをもって、菊地 正君の質問を終わります。

次に、鈴木吉信君の登壇を許します。

5番、鈴木吉信君。

○5番（登壇）

二つほど質問いたします。

町の住宅用火災警報器の設置状況について。

平成21年12月の一般質問において、平成23年6月までに設置率が100%に達するよう、
設置の向上を図るべきとお願いし、町長より、町消防団の協力を得ながら防火意識の高揚と
火災警報器の設置を進めてまいりたいというお話でありましたが、現在の設置状況を伺いま
す。

二つ目、柳津町西山地域の地域づくりについて。

現在、西山地域開発協議会、区長回、地域づくり委員会が中心となり、温泉の利用者を増
加させ、かつ地域の特性を十分に生かすため、また、せいざん荘の利用者の増加、健康増進
を目的として事業を展開されております。町として、せいざん荘の利用者の増員、またせい
ざん荘を中心とした開発に対して、今後どのように考えておられるのか伺います。

以上の2点、よろしく申し上げます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、5番、鈴木吉信議員にお答えいたします。

まず、1点目ではありますが、町の住宅用火災警報器の設置状況についてであります。

火災警報器の設置は、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務づけられます。マスコミ等で報道されているように、全国の設置状況は63%であります。また、福島県においては54%と、法律の施行まであとわずかとなりましたが、大変低い状況になっているところであります。

柳津町の設置状況は、100%設置している地区が16地区あります。また、地区として取り組んでいるところでありますが、町営住宅等についてはすべて設定をしておりますが、町全体としては9月末現在で63%でありました。ことしの3月現在の設置状況については、現在調査しておりますので、取りまとめ次第、皆様にお知らせしたいと思っております。

火災の死亡原因は、逃げおくれによるものが半数を超えております。火災警報装置が設置されることによってとうとい命が守られ、未然に防止することができますので、今後も消防団を初め、行政区、広域消防署等の協力をいただき、啓蒙活動を行い、設置率の向上に努めてまいりたいと思っております。

二つ目の、柳津町西山地区の地域づくりについてであります。西山温泉山村公園せいざん荘は、平成5年4月にオープンして、本年で18年目を迎えております。この間、湯量の安定供給のため、源泉の新設、利用客へのサービス向上のための施設整備を進めてきたところではありますが、新源泉の湯量が安定せず、沸かし湯での対応により、利用客が減少しておりました。

このため、源泉については、揚湯方法を試験的に変更して、現在は安定した給湯により露天風呂も営業しており、自然の利を生かし、また、湯めぐり手形の活用を図り、利用客の増加につなげていきたいと思っております。

また、集会施設に高齢者、利用形態に対応すべく、テーブル、いすの購入を予定しているところであります。利用客の多い時期の水道不足解消のため、水道施設整備事業を平成23年度に実施する予定でございます。

今、協議会、また区長会、地域づくり委員会等の町民の方々によって、地域の高齢者を対象に、健康増進を目的としてせいざん荘を利用していただき、地域の活性化の一翼を担って

いただいているところであります。心から感謝申し上げたいと思っております。

せいざん荘周辺の公有地の有効利用であります。現在、庁内で検討中であり、公有地の有効利用については、町の介護保険事業施策について、平成21年度から平成23年度までの第4次計画期間中で事業を展開しておりますが、平成23年度中に次期計画、平成24年度から平成26年度までの3カ年を作成することとなっており、町民のニーズとして介護入所施設の整備が望まれておりますので、この公有地についても施設整備の一候補として挙げていきたいと考えております。せいざん荘の周辺整備を総合的に図ることによって、それぞれの利用客の増客を目指していきたいと、そのような考えを持っているところであります。

○議長

再質問を受け付ける前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

では、再質問を受け付けます。

5番、鈴木吉信君。

○5番

町長、また、この住宅用火災警報器に対して質問を今回させてもらったのですが、この前の話でいろいろお話はあったのですが、また昨年9月現在で63%、このような設置率だということですが、私から言わせれば、かなり取り組みというものに対して、本当にやる気があって、やっておられてきょうまで来たのかどうか。その辺を疑いたくなるわけなのですが、今もって63%、果たしてこれを100%に行かなくても、6月、5月いっぱいどれぐらいまで行くものか。ただ、この63%を出すのに、昨年9月に、どのような方法をもって算出したものか、それに対して伺いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

9月末現在は、各消防で幹部会を開きましたときに、各消防の班長に各行政区の調査を依

頼しております。それで、その時点では 100%設置している地区が 16 ありました。町全体では 63%。その後、消防団の班長の方には再度要請しております。この前の幹部会でも話したのですが、まだ全部取りまとまっていないので、ことしの 3 月ももう一度やるということで班長には指示はしているのですが、暮れと 1 月、2 月終わってということで、なかなか冬は大変だということもありまして、では 3 月現在でもう 1 回ちゃんと集計するようということで、再度班長を通じまして指示をしているところでございます。

○議長

5 番、鈴木吉信君。

○5 番

これは、私が何回も何回も質問している中において、11 月 26 日の壇の浦のぼやにもならない、何と言ったらいいのですか、洗面器の中に、なべの中ですか、水を入れて、ガスにかけて、役場に用足しに来たら、その間に火災警報器がなつたと。隣の家の人聞いて、消防署等に連絡して、火事に至らなかったと。これがもし本当に火事になっていけば、棟続きの住宅なので、かなり火災になっていると思うのです。その状況を考えたときに、9 月現在 63%、これは行政として本当に取り組んでいるのかと。私は先ほど伺ったのですが、やはり 5 月までには必ず 100%までいかななくても、町民の安全安心の、また財産を守るためにも、生活を守るためにもやらなくてはならない。そのようなことを考えたから、今回また質問させてもらったのですが、見通しとして、3 月にまた調査をして、パーセント的なものは出ると思うのですが、これは町長に伺いたいのですが、4 月いっぱい、また 5 月いっぱい、6 月 1 日に向かって、これから本当に目標に向かって、対応等、どのような対応をされるのか、申しわけないですが、伺いたいと思います。

○議長

町長。

○町長

これは 6 月 1 日までに義務化されるわけでありますので、これらについては今総務課長が申しましたとおり、早目にその状況をつかんで、それに対処したい。義務化するよりも、むしろ我々としてこれをやらなくてはならない。そして今、議員からおただしがありました、生命財産を守るという意味からも、大変柳津町は高齢化しているということで、それらの安全基準に対しても意を用いなくてはならないと思っておりますので、6 月までには本当に 100%になるような意気込みを持ちながら進めてまいりたいと思います。

○議長

5番、鈴木吉信君。

○5番

これは、本当に私も壇の浦に行ってお話を聞いてきたのですが、地元住民の方々に。それで、町として、あの段階で入居している住宅にはつけていたんだと。それで、後から1年契約で今現在入っておられる方もおられるのですが、その方6カ月になるそうです、入ってから。その住宅はまだついていないそうです。

それで、やはり柳津町消防団において、毎年分団回りで町の防災訓練を行っておられるわけですが、やはりあの地区、壇の浦、桐ヶ丘、柳ヶ丘、この地区には本当にお年寄りがかかりいますので、火災警報器をつけるとともに、消防団にお願いして、あの辺での消火訓練等の防災訓練、これも必要ではないかと思いましたが、また地元の方々からもそのような要望もありましたので、今後消防団等との協議の上、対応等願いたいと思いましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは答弁は結構です。

それでは、二つ目、西山地域の地域づくりについてお伺ひしたいと思ひます。

これも前に町長に何回となく、またきょうも荒明議員初め、質問等あったわけなのですが、現在、西山せいざん荘、この前行ってお話ししたら、お湯が満遍なく出ておりますので、今は胸を張ってお客さんを迎えられる、このような話でございました。前は、玄関から「沸かし湯で露天ぶろはできません」と言ったら、そのまま帰っていったそうです。それがお客の減少につながっていた。

それで、今現在、前は100リットルから120リットルぐらいのお湯の量だったそうです。でも、今現在は160リットルから180リットルぐらい出ているそうです。それで、そのお湯が、西山温泉に3軒ぐらいあるのですが、そこに出している分が大体1軒20リットルで60リットル、あとの残りはせいざん荘で使えるという状況だそうなのですが、やはり私は、西山せいざん荘、あれだけの設備もあるわけでございますので、西山温泉または柳津温泉があるわけなのですが、お湯の量というものに対して、心配しないで、せいざん荘が経営、職員の方々がお客さんを迎えられる、そのような状況というものを、今まで胸を張っていたわけなのですが、やっとそれが実現できるようになったわけなのですが、それで、西山地域開発協議会または区長会、西山地域を考える会、この方々が中心となって、2月17日から3月10日まで、5回に分けて西山せいざん荘の利用促進に対して行ったわけなのですが、第1回目が22名、第2回目が25名、第3回目が26名、第4回目が25名、第5回目が31名、

約 130 名の利用がありました。

それで、私考えるに、今柳津町は路線バスがほとんど全地域に走っているわけなので、町民センターまたはせいざん荘を含めた、町民にバスを利用して、その温泉を利用してもらう。そのようなものに対して、今後どのような取り組み等を考えておられるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長

答弁者。

町長。

○町長

鈴木議員にお答えいたしますが、今回せいざん荘利用促進のために、そのような地域の団体等によって利用客を運んでいただいたと、これは大変ありがたいことであり、また、その地域の皆さんの交流の場をこの豪雪の上がりに計画を立てていただいたということは、大きな役割を成していただいたと、本当に心から熱く御礼申し上げたいと思っております。このように、地域そのものが皆さんで今どういう状況にいるのかということで、それぞれができることをやっていただく、これは大変ありがたいことであると思っております。これらについても、地域の開発協議会の皆さん、構成会の皆さんが出資をいただきながら、無料化して、それを運行した結果が、こういうものであると思っております。

町民バスを利用しながら、それらについてもうちちょっと活性化のために、町ではどのような形を考えているのだという今の質問でありますけれども、これについては、なかなか無料にして、すべてをやるということはできないと思っております。これについても、地域性があつたればこそ、この業がなされたという思いであります。どうかそのような取り組みの中で、それぞれができることをやっていただくようお願いしたいと。

そしてまた、先ほど、温泉の揚湯関係でありますけれども、ちょっと数字的に鈴木議員が 160 リットル、それから 180 と言っていましたけれども、それについては副町長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、議員が言われたような、町民バスを利用して温泉めぐりのことは、なかなかできないと思ひますので、その旗振り役を何とかして高齢者の皆さんが、それぞれの施設を利用しながら、楽しめるような一つの事業が起こせれば、大変ありがたいと思ひますので、それらも我々も一緒になって考えていかなければならないと。そしてまた、それぞれの施設があるわけなのですが、やっぱり美術館においても、柳津町民がその施設を利用できるよう

な、そういうこともあることによって、多くの皆さんが施設を利用するというようなことも考えながら、これからやっていけばよろしいのかなという思いでおります。

○議長

補足して、答弁を求めます。副町長。

○副町長

若干、今の鈴木議員の質問に補足させていただきたいと思います。

鈴木議員から、今現在 160 から 180 という数字、揚湯量あったのですけれども、私が確認しているところでは約 150 リットルという数字でございます。一時的にそういう数字が出たのかなというのは、ちょっと私確認していないのですが、150 リットル。

そして、これは今皆さんご存じのように、試験揚湯でございます。あくまでも試験でございます。ですから、仮の設備、仮のポンプでの揚湯ということでございますが、1月末にやって、今まで順調に揚湯はされているということで、非常に安定した状況であると。そして、温度も5度から6度ぐらい上がっているということでございますので、非常に今のところ、まあまあいい結果が出ているのかなと思っております。

それから、もう一つなのですが、せいざん荘の誘客対策に対して、どのように考えているのかということがあったのですが、今言ったように、なぜ減ったのかという原因があるわけですので、基本的にはこの温泉を安定的に供給できるようにしていくということが一番だと思います。ですから、今この試験が、いい結果が出れば、恒久的な施設に町としても改善していくということが、まず第一番目に求められるのではないかと思っております。

それから、あと今検討にありましたように、つくってからもう 18 年経過しております。20 年近くになるわけで、いろいろな設備の更新等々はしておりますが、一昨年地震のときに、最終的に露天ぶろ等かなりのダメージを受けており、状況も悪くなっておりますので、そういうものの根本的な改修等々も含めて、今水道の改修は平成 23 年度に行われるということで予算計上しているわけですが、そういうことも含めまして、一部再整備をやっぱりしていく。そして、お客様を迎える体制を整えるというのが最優先ではなかろうかなと考えているところであります。以上でございます。

○議長

5 番、鈴木吉信君。

○5 番

私の説明が足りなくて申しわけなかったのですが、私のさっきの、せいざん荘または町民

センターを含めて、路線バスを利用した温泉客の増加、それに対しては、西山地区もそうなのですが、町民センターもそうなのですが、柳津町はふれあい館前、西山は支所前、そこでおろしてしまって、その後というものは、せいざん荘にも町民センターにも歩いていってくださいという形なので、もしこれが本当に路線バス、または町民センター、せいざん荘等のバスに対して、余裕があるならば、送り迎えをする、そのような対応があってもいいのではないかと、私はそのように思いますので、今後検討していただいて対応してもらいたいと思います。

また、西山地域の地域づくりについてなのですが、これも何回も町長に対して質問しているのですが、今このような財政、または世の中がこのような状況にありますので、町長もなかなか、または、振興課長もなかなか行政として始めることができない、または、決断ができない、そのような状況にあると思うのですが、先ほど荒明議員からも話があったとおり、西山の琵琶首、高森、大峯、この地区の方々が柳津町の清流苑に来て、または銀山荘等に来て、デイサービスまたはショートステイ、そういうものを受ける場合に、前にも話をしたのですが、琵琶首から来て、牧沢からまた五畳敷から乗せて、一緒に乗せてくるならば、1時間以上かかるそうです。また、帰りも同じく1時間以上かかるそうです。そうすれば、年をとって体の不自由な方が来るわけですから、もう帰りは疲れてしまう。柳津町に力を抜くために行くのに、帰ったならば疲れてしまうと。そのような状況にあるわけです、町長。

それで、私は何回もお願いしているのですが、これは地元の高齢者または若い方々、地元民の切なるお願いなのですが、柳津町には清流苑もあって、老人の方々がいっぱい入っておられる。銀山荘もあります。西山にはせいざん荘がありますけれども、そのような対応というものは現在ありません。私もその役員になっているのですが、西山地域を考える会、この方々が先ほど言ったように、バスを利用して、ある程度の補助をして、老人に対応、ふろに呼んで来て、いろいろ話でも聞こうということで、先ほど130名の参加があったと話をしたのですが、また、3月17日から3月30日までで、もう1回また、今度は70歳以上を対象にして行うそうなのですが、また、その結果がどのように出るかわかりませんが、やはり私いつも申し上げているとおり、あのせいざん荘を中心として、あそこに何らかの老人ホームの施設をつくって、そこに診療所も持ってくる。または、将来的には西山支所もそこに持ってくる、そのよう方法が必要なだろうと私は思っております。今まで柳津と西山が合併してきて、一つの柳津町、それはわかります。一つの柳津町はわかりますが、やはりあの地区に、年寄りが安心して暮らせるような施設というものを望んでおられますので、何とか行政

として、そのようなものに対しても考えていただきたい。先ほど町長からの答弁もありましたが、今後の取り組み等に対してお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

町長。

○町長

5番、鈴木議員にお答えいたします。

議員のおただしは全くそのとおりだと思っております。大変せいざん荘も利用客がふえてきて、いろいろな条件があると、そのように思っております。相乗効果を上げるためには、いろいろな今議員が施設等を挙げていただきましたけれども、私は機能的に運用していけばよろしいと思いますから、そのために柳津昭和線が1年で、あの琵琶首地区のバイパスが完成するという事は、平成24年度にはあの道路が完成する。そうしますと、大沼郡と河沼郡の一つの昭和村と柳津町が連結するわけでありまして。そういった中では、同じような高齢化の実態を持っている町村でありますので、これを含めながら、柳津町として、あの地区にそういった施設等も考えていく一つの方法であると、このようにこの中で申し上げたところであります。

これらにつきましては、次期計画等々を見つめながら、計画をどのようにしたら一番町として、そしてまた利用客としていいのか、その辺も十二分に検討していきたい。

そしてまた、年度について、いろいろ検討しておりますので、その内容については、町民課長よりお答えさせますので、よろしくお願いしますと思います。

○議長

補足答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

今、町長がお話ししましたとおり、この場所等についても一候補地として挙げているわけでございます。これについても、今荒明議員の中でもお話をしましたが、アンケート調査関係等も実施をするために準備をしております。これらについては、平成23年度中に何とかそれらの計画を提示していきたいということでもあります。そういう中では、介護保険事業計画等の検討委員会等もありますので、町の考え等を十分出しながら、進めていきたいと考えております。

○議長

5番、鈴木吉信君。

○5番

時間も大分過ぎたのですが、先ほど、町長の施政方針の中にもありましたが、今までどおりに、今度3期目となりますが、頑張ってまいりたいというお話もありましたが、これから財政も厳しくいろいろ大変だと思いますが、柳津町町民の安心安全な生活のために一生懸命頑張ってもらうことをお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長

これをもって、鈴木吉信君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、「議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

本町議会の議会基本条例制定に向けた調査及びその他議会改革に関する調査のため、地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定に基づき、本日から平成24年3月30日までの期間において、委員定数を5名として、議会改革特別委員会を設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議会改革特別委員会が本日から平成24年3月30日までの期間において、委員定数5名として設置されました。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名といたします。

横田善郎君、羽賀 弘君、小林 功君、荒明正一君、伊藤 毅君。

以上の諸君を議会改革特別委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、指名のとおり決定いたしました。

正副委員長互選であります、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

議会改革特別委員会委員長に伊藤 毅君、副委員長に小林 功君、荒明正一君の両名を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

長時間ご苦勞さまでございました。(午後5時20分)

